

第3次

惠庭市 男女共同参画 基本計画(案)

【令和8(2026)年度～令和17(2035)年度】



惠庭市



01

基本的な考え方

02

5つの「めざす姿」

03

体系図

04

計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重
- 基本目標Ⅱ 男女が平等に社会参加するための環境づくり
- 基本目標Ⅲ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり
- 基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実
- 基本目標Ⅴ 生涯にわたる健康の支援
- 基本目標Ⅵ 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進
- 基本目標Ⅶ 女性の職業生活における活躍の推進
- 基本目標Ⅷ 推進体制の確立

05

参考資料

- 男女共同参画に関する市民アンケート
- 恵庭市男女共同参画審議会 第12期委員
- 恵庭市男女共同参画審議会における基本計画(案)検討の経緯
- 恵庭市男女共同参画推進本部における基本計画(案)検討の経緯
- 恵庭市男女共同参画推進本部幹事会における基本計画(案)検討の経緯
- 計画策定の体制
- 男女共同参画に関する国内外の動き
- 関連用語の解説
- 恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例
- 男女共同参画社会基本法(抄)
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 北海道男女平等参画推進条例



01 基本的な考え方

1 はじめに

平成11(1999)年に国が制定した「男女共同参画社会基本法」では、その前文において“男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要”とうたっています。

これは、性別に関わらず、ともに社会の対等な構成員として責任を担うべき社会、また実質的平等な社会を形成していくことを目的としています。

こうした法に基づく理念を受け、本市においても、平成15(2003)年7月に「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」を制定しました。翌年9月には、条例に基づき「恵庭市男女共同参画基本計画」を策定し、教育や労働、介護、子育てといったあらゆる分野において、行政、市民、企業・団体がそれぞれの立場で協働して男女共同参画の啓発を進めてきました。

男女共同参画を取り巻く社会情勢は、目まぐるしく変化しており、最近では、令和6(2024)年4月に「困難女性支援法」が施行され、性暴力や生活困窮など女性をめぐる課題は、多様化、複合化してきています。

このたび、第3次恵庭市男女共同参画基本計画の策定にあたり、男女共同参画社会の形成の促進に向けた国や道、本市の動向等を踏まえ、性的マイノリティや障がい者等、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを展開し、女性の更なる活躍推進や性的マイノリティへの理解促進など、男女共同参画の視点に立って取組を推進していきます。

2 基本的な考え方

(1) 基本目標

この計画の基本目標は、次のとおりです。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 男女が平等に社会参加するための環境づくり
- ③ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり
- ④ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実
- ⑤ 生涯にわたる健康の支援
- ⑥ 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進
- ⑦ 女性の職業生活における活躍の推進
- ⑧ 推進体制の確立

男女共同参画の推進については、今なお、男女共同参画社会基本法前文に述べられているように、“日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされている”といった状況にあります。

これまでの取組によって、制度上は男女平等が進み、市民意識も少しづつ変化していますが、いまだ慣習やしきたりを拭いきれず男女間の不平等はいたるところに残っており、よりいっそう実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)が推進されてきたところです。

本市では、これまで女性の社会参加促進のために、学校教育や社会教育における男女共同参画意識の推進をはじめとして、職場での男女平等を保障する男女雇用機会均等法などに基づく一連の施策、女性の社会進出を保障するための少子高齢化対策など、様々な取組を行ってきました。

このたび第3期目となる本市の男女共同参画基本計画では、社会情勢を鑑みながら、これまで実施してきた施策や事業の継続と拡大、そして新たな視点での発展的かつ総合的な見直しがさらに必要となります。こうして精査された施策や事業へ重点的、集中的に取組を進めていきます。

(2) 基本目標の構成

基本目標は、「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」第3条に定める基本理念を計画という形に合わせて表現しています。すなわち、基本理念を実現するために様々な施策・事業を行いますが、この施策の方向性をまとめたものを基本目標としています。

なお、基本目標のⅧに設定している「推進体制の確立」は条例第3条の基本理念には掲げられていませんが、他の基本目標の実現を期すために、あえて別に掲げるものです。

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

基本目標Ⅱ 男女が平等に社会参加するための環境づくり

基本目標Ⅲ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり

基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

基本目標Ⅴ 生涯にわたる健康の支援

基本目標Ⅵ 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進

基本目標Ⅶ 女性の職業生活における活躍の推進

基本目標Ⅷ 推進体制の確立

(3) 本計画の位置付け

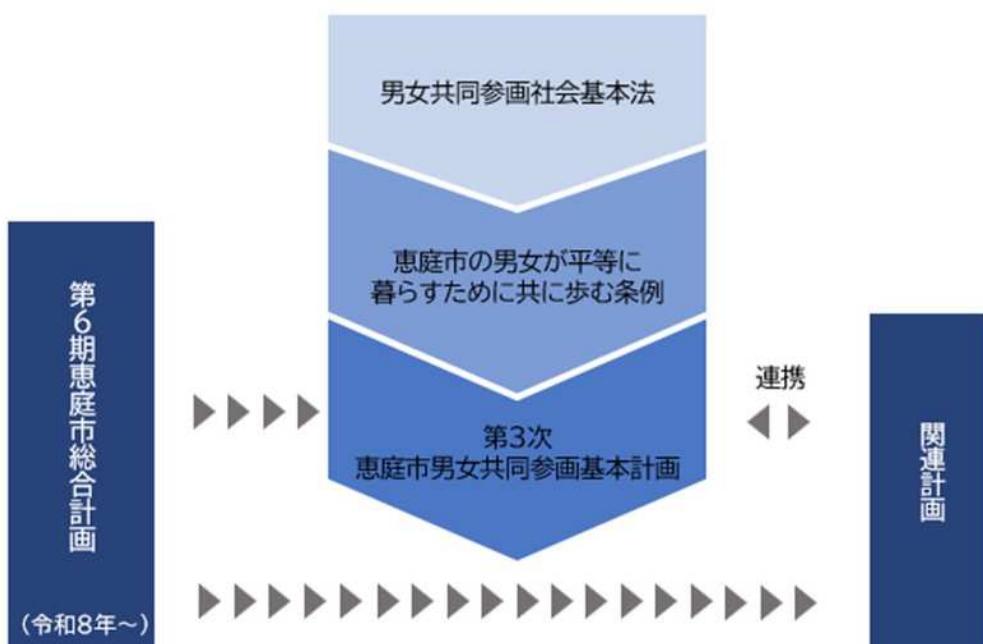
本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」に基づき、第6期恵庭市総合計画との整合性を図り、個別計画として位置付けしています。

男女共同参画社会基本法第14条第3項では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。」とされています。また、恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例第10条では、「男女共同参画を総合的に進めるため、基本となる計画（以下「基本計画」といいます。）を作らなければなりません。」とされています。この計画は、これらの規定に基づくものです。

男女共同参画社会基本法には「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる」とされています。つまり、性別が持つイメージにとらわれず一人ひとりが平等に扱われるべきであるという考え方です。

これは、子育てや雇用、健康支援、障がい福祉、教育、防災、貧困対策などといった私たちの実生活に関わるあらゆる分野で、常に男女共同参画の意識を持ち、昔ながらの慣習を変えていくというものです。

第6期恵庭市総合計画においては、「基本目標2 共につながり 支えあい 誰もが生き生きと暮らし続けられるまち」として、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが多様性を認め合い、暮らしと生きがい、地域をともに創っていくまちを目指すこととしています。昨今、多様な生き方を尊重している社会において、「性」に対する理解も変化してきていますが、市民一人ひとりが互いの人格と個性を尊重し、恵庭市が定める条例のとおり、家庭や地域だけではなく、社会全体の取組として、長期間にわたり意識啓発を続けていく必要があります。



(4) 男女共同参画に関する国際的な協調

男女共同参画社会基本法第7条では、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、政治、経済、公共分野での意思決定の場で、完全かつ効果的な女性参画等をターゲットとした目標5「ジェンダー平等を実現しよう」などの目標が掲げられており、性別による差別や社会的な不平等をなくし、女性が能力を最大限に発揮できる社会をつくる目的としています。本市においても、ジェンダー平等の社会実現に向け、男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、事業を推進していきます。



(5) 計画の期間

この計画の期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。男女共同参画に係る施策は、極めて幅広く、かつ、長期的な継続を要します。また、性差についての考え方は、想像以上の速さで日々変化しており、時代に沿わない点が多く出てきてしまう恐れがあることから、中間年の令和12(2030)年度に基本計画の見直しを行うこととします。

3 計画のめざす姿と体系

「2 基本的な考え方」で掲げた基本目標のめざす姿と体系は、次のとおりです。

基本目標に従い、それぞれの目標を達成するための重点課題と施策の方向を掲げます。具体的な施策・事業は、それぞれの施策の方向ごとにまとめます。

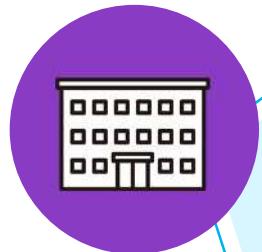


02 5つの「めざす姿」

1.家庭のめざす姿



5.市役所のめざす姿



2.学校のめざす姿



5つの「めざす姿」



4.地域のめざす姿



3.職場のめざす姿



- 性別にとらわれず、お互いの生き方を認め合い、家事、育児、介護を協力して行う家庭
- ドメスティック・バイオレンスや、あらゆる暴力のない安心な家庭
- お互いの性を尊重し、女性特有の健康と権利が守られる家庭



- 児童、生徒をはじめ教職員が性別による役割にしばられず、一人ひとりの個性や能力と人権を大切にする教育を実践する学校
- お互いの性を尊重する学習が、しっかりと行われる学校



- 採用、賃金、昇進、教育、配置などについて性別による差別がなく、個人の能力と個性が大切にされる職場
- あらゆるハラスメントがなく、男女がそれぞれの人格を認め合って安心して働く職場
- 男女が共に、育児や介護をしながら仕事と家庭を両立できる職場



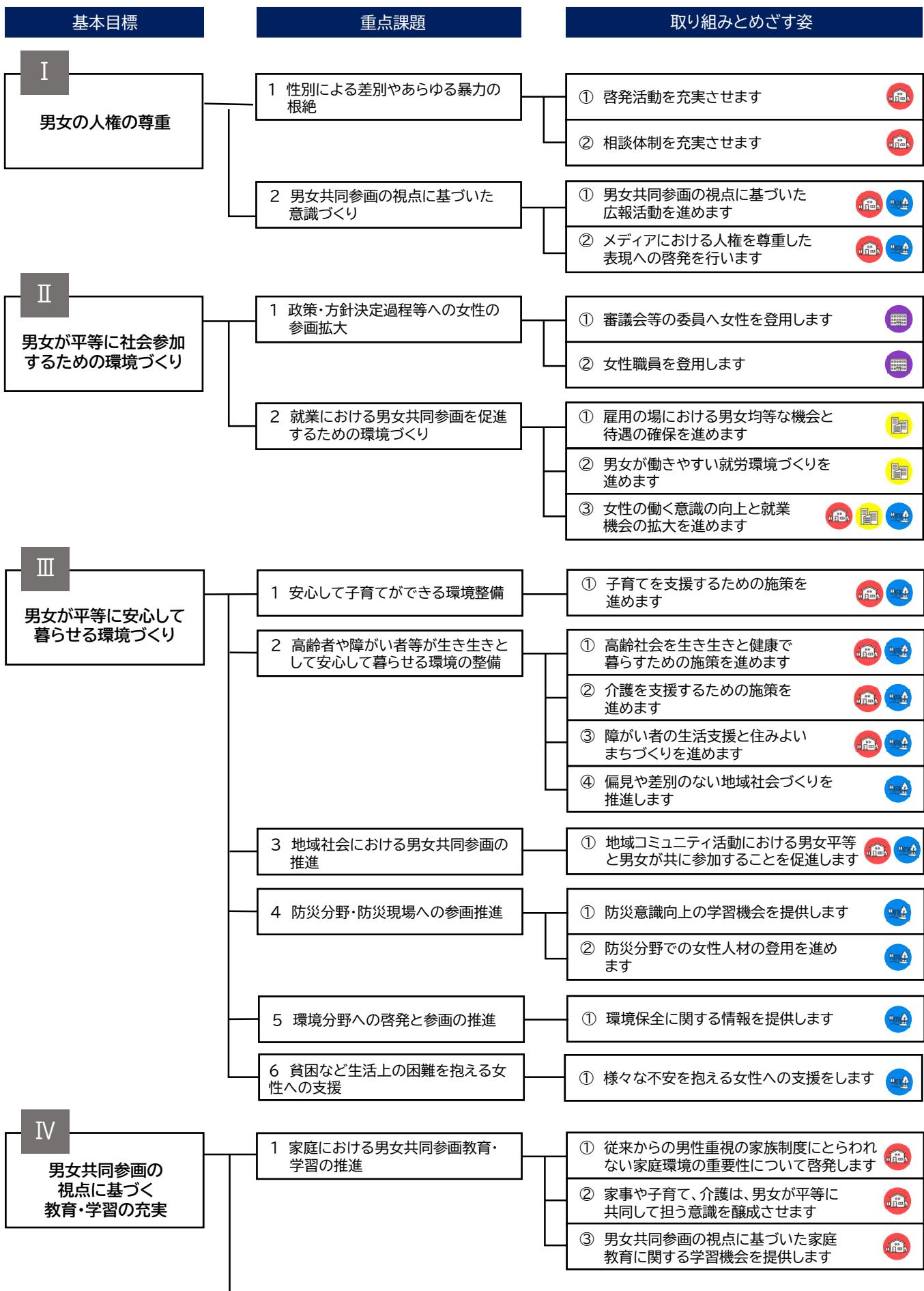
- 性別による役割にしばられず、活動の企画や決定に男女が対等に参画できる地域
- お互いに協力しながら、あらゆるハラスメントや暴力をなくすことに取り組む地域
- 防災や環境保全に男女の視点が反映される地域



- 性別による役割分担や差別が行われないよう気を配りながら、積極的に男女共同参画を進める市役所
- 市がお願いする審議会などの委員について、男女の人数が一方に偏らない市役所



体系図







04 計画の内容

基本目標 I 男女の人権の尊重

男女が共同して社会づくりをする基本は、お互いの人権の尊重です。憲法で保障する人権が、実際に尊重される社会となるよう啓発や相談体制を充実させます。

1 性別による差別やあらゆる暴力の根絶

家庭や職場、学校、地域などいろいろな場所で、性別による差別や暴力をなくすように、啓発活動や相談体制の充実に努めます。

取り組み① 啓発活動を充実させます

性別による差別や暴力をなくし、憲法で保障する人権が守られる多様な媒体の活用や道や関係機関・団体における取組状況等について情報収集を行うなど啓発に努め、差別や暴力の根絶をめざします。

取り組み② 相談体制を充実させます

ホームページでの情報提供のほか、電話相談などの相談窓口を着せ付するとともに、相談員の能力向上と関係機関との連携を強化して女性の人権を守ります。

2 男女共同参画の視点に基づいた意識づくり

男女が、お互いの人権を尊重し、だれもが協力しあえるようになるためには、毎日接する情報が大切です。市が発行する広報誌をはじめ様々な情報が男女共同参画の視点でつくられるように、啓発に努めます。

取り組み① 男女共同参画の視点に基づいた広報活動を進めます

広報誌や出前講座、ホームページなど様々な方法で啓発に努めます。市が作成する文書は、常に、男女の人権の尊重と男女共同参画に配慮するよう努めます。

取り組み② メディアにおける人権を尊重した表現への啓発を行います

メディアに対し、女性への暴力を容認したり、誘引したりするような表現にならないよう、また、男女ともに人権を侵害しないような表現への配慮を求めていきます。

基本目標 II 男女が平等に社会参加するための環境づくり

男女が本当に平等な社会をつくるためには、女性も公的な政策決定の場で発言するとともに、経済的にも自立できる力を持つて社会参加することが大切です。意欲のある女性が社会参加しやすい環境づくりをします。

1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

政策や方針の企画や決定に女性も参加することができるよう、市の審議会等の委員や女性職員の登用に努めます。

取り組み① 審議会等の委員へ女性を登用します

登用率の目標値を設定し、審議会等の選出基準の見直しをします。

取り組み② 女性職員を登用します

女性職員が活躍しやすい環境づくりを進めるチームへの参加や昇任試験の出願を奨励します。

2 就業における男女共同参画を促進するための環境づくり

男女が平等に能力を発揮し、評価され、共に働きやすい環境をつくるとともに、女性がもっと積極的に職場へ進出する意欲がもてるよう、就業機会の拡大に努めます。

取り組み① 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保を進めます

雇用の場において、男女が均等な機会と待遇を受けることができるよう、パート社員を含む労働条件の調査を行います。また、雇用者と労働者の双方に男女平等・機会均等の啓発を行います。さらに、主として農業に従事している女性を対象に研修を行ったり、家族経営協定の締結などを促進します。

取り組み② 男女が働きやすい就労環境づくりを進めます

男性も女性も、安心して働くには、業務の効率化やコミュニケーションの活性化など、職場と家庭が両立しやすい環境の整備が大切です。男女ともに育児休暇や介護休暇が取得しやすい環境を整備するほか、あらゆるハラスメントの防止など男女が安心して働けるように、雇用者と労働者の双方に情報を提供し、啓発に努めます。

取り組み③ 女性の働く意識の向上と就業機会の拡大を進めます

家庭にいる女性が職につきたくても職業経験や技術、知識の欠如などにより、希望する職がなかなか見つかりません。また、女性のライフイベントに関わりなく意欲のある者が働くように女性からの相談に応じて、求人情報を提供するとともに、労働に関する諸制度や再就労前研修などの支援制度についての情報を提供します。また、転職や起業を希望している女性に対しても情報を提供します。

基本目標 III 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり

性別による固定的な役割分担意識が、女性に対して家事、育児、介護などの負担を過度にかけています。男女が共に、職業と家庭を両立し、安心して暮らせる環境づくりをします。

また、被災時や復興段階における男女のニーズの違いに応じた防災体制の確立と、環境保全の意識啓発を進めます。

1 安心して子育てができる環境整備

男女が共に、職業と家庭を両立し、安心して子育てができるように、子育て環境の整備に努めます。また、男性の子育てを支援します。

取り組み① 子育てを支援するための施策を進めます

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てる環境づくりや情報の提供に努めます。

2 高齢者や障がい者等が生き生きと安心して暮らせる環境の整備

だれもが安心して暮らせるよう高齢者や障がい者や性的マイノリティなどにも住みよい環境を整備するよう努めます。

取り組み① 高齢社会を生き生きと健康で暮らすための施策を進めます

豊かで活力ある高齢社会を築くため、高齢者が他世代とともに支えあいながら可能な限り自立し、安心して地域で生活するための環境の整備を図ります。

取り組み② 介護を支援するための施策を進めます

高齢化の進展とともに要介護者が増加していく中、介護を要する状態となってもできる限り、個人を尊重した日常生活を営めるよう介護を社会全体で支える環境の整備を図ります。

取り組み③ 障がい者の生活支援と住みよいまちづくりを進めます

障がいのある人が家庭や地域で自立した生活を送り、社会参加ができるように、サービスの向上とだれにも住みよいまちづくりに努めます。

取り組み④ 偏見や差別のない地域社会づくりを推進します

LGBTQ+等を理由とする偏見や差別を無くしていくため、リーフレット等を活用して積極的な啓発活動を推進します。

3 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会では、世代や価値観の異なる人々が互いに支えあって活動しています。男女の差別なく地域コミュニティ活動が進められるように努めます。

取り組み① 地域コミュニティ活動における男女平等と男女が共に参加することを促進します

男女共同参画について地域として取り組み、男女が平等に、性別による役割分担にしばられず、自ら進んで活動ができる地域社会づくりをめざします。

4 防災分野・防災現場への参画推進

過去の震災被害から浮かび上がった女性をめぐる諸問題の解決だけでなく、性別や年齢を問わず、あらゆる事態に対応できる防災対策と防災意識の啓発を実施します。

取り組み① 防災意識向上の学習機会を提供します

日々における防災に関する意識と知識が、緊急時にどう行動すべきかに繋がります。そのための知識と普及と学習機会の提供に努めます。

取り組み② 防災分野での女性の人材登用を進めます

女性をめぐる諸問題の解決のため、地域における防災現場への人材の配置や、企画・決定過程での女性の参加を推進します。

5 環境分野への啓発と参画の推進

地球環境への負荷がより小さくなるよう環境分野における意識啓発と、男女の積極的な参画に努めます。

取り組み① 環境保全に関する情報を提供します

一人ひとりのライフスタイルを変えることにより、環境への負荷が小さいものへと変わるといわれています。こうした環境保全に関する情報や交流の場の提供と啓発に努めます。

6 貧困など生活上の困難を抱える女性への支援

生活困窮や性暴力など女性をめぐる問題が多様化、複合化していることから、あらゆる女性への支援体制の構築に努めます。

取り組み① 様々な不安を抱える女性への支援をします

様々な要因により、不安を抱える方への居場所の提供や社会へのつながりをはじめ、孤独・孤立状態の解消を図ります。

基本目標 IV 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

人々の意識や行動の多くは、教育や学習によって形成されます。男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、学校、社会のいずれの場においても、主体的な生き方ができるよう男女共同参画の視点に基づく教育・学習を充実させます。

1 家庭における男女共同参画教育・学習の推進

性別による男女の役割分担意識は、子どもの成長過程で家庭環境によって作られる部分が大きいことから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、自立意識を培うため、保護者に対して啓発、学習機会の充実を図ります。

取り組み① 従来からの男性重視の家族制度にとらわれない家庭環境の重要性について啓発します

広報誌、ホームページへの掲載、各種パンフレット等多様な媒体を有効に活用するとともに、市や団体が行う家庭教育に関する教育、学習の機会を通じて広く市民に男女共同参加の視点に立った家庭環境づくりを啓発します。

取り組み② 家事や子育て、介護は、男女が平等に共同して担う意識を醸成させます

子育てや介護などに関する学習会等を開催し、男女が平等に共同して家事、子育て、介護を担う意識を醸成します。

取り組み③ 男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会を提供します

市と団体の連携による家庭教育講演会や家庭教育セミナー、健康学習会等の開催のほか、電話相談や家庭児童相談室等相談体制の一層の充実を図ります。

2 学校における男女共同参画教育・学習の推進

学校は、家庭や地域と共に子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践が図られるよう努めます。

取り組み① 男女共同参画に関する教職員の研修機会を充実させます

学校教育に携わる教職員や関係者に対して、命や人権の尊重、男女共同参画社会に関する資料の提供や研修の機会を設け、意識の高揚を図ります。

取り組み② 子育てや介護など、男女が平等に共同して担う視点からの教育を進めます

課程を取り巻く環境の変化に対応し、男女が共同参画して家庭を築いていくという視点から、家庭科をはじめとする各教科や道徳、特別活動の中で指導の充実を図ります。

取り組み③ 男女共同参画の視点に基づいた学校運営を進めます

学校職場におけるあらゆるハラスメント防止をはじめとする人権尊重とジェンダーの視点に立った職場環境づくりを推進します。

女性教職員の管理職登用のため、昇任試験の積極的出願を促進します。

3 社会における男女共同参画教育・学習の推進

性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方を持った人々が、周囲の人々と共に共生しながら、自分らしさを大切にしていけるよう人権意識の啓発を推進します。

取り組み① 地域や職場において、男女共同参画社会づくりへの意識を高めます

町内会、PTA、青年団体、経済団体等の民間団体に、男女共同参画社会に関する取り組みについて協力と人材の育成を求める。

取り組み② 男女共同参画の視点に基づいた社会教育を進めます

市と団体の連携による男女共同参画に関する講演会、セミナー等学習機会の促進充実に努めるとともに、社会教育関係者を対象にして、人権の尊重や男女共同参画に関する研修の機会を設け、意識の高揚を図ります。

取り組み③ 多様な性への理解促進を図るため、情報を収集し提供と啓発を行います。

男女の固定的な性別役割分担意識の偏見をなくすとともに、多様性を理解・尊重していくための必要な情報を収集し、多様な生き方を選択できるよう地域社会への啓発に努めます。

基本目標 V 生涯にわたる健康の支援

男女が安心して暮らしていくためには、心身ともに健康であることが重要であり、健康に関する意識を高めていくことが必要です。

特に、女性は妊娠や出産に関わる身体機能があることに伴い、生涯を通じて様々な健康課題を生じることがあります。女性が心身共に健康に過ごせるよう「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の向上を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを支援する環境を整備します。

1 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の普及

女性が、妊娠や出産などの選択を自己決定できるように、「性と生殖に関する健康と権利」の考え方を普及させるように努めます。

取り組み① 普及のための啓発と情報提供を行います

「性と生殖に関する健康と権利」に関する正しい理解と認識を深めるための講習会等の開催やリーフレット等を作成し、普及啓発、情報提供に努めます。

取り組み② 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の教育を進めます

避妊、中絶、性感染症の予防などに関する正確な知識や情報の提供を行うとともに、男女が対等で安全な性関係を保てるよう性教育や学習機会の充実を図ります。

2 ライフステージに応じた健康づくりの推進

女性は、妊娠や出産の機能からもたらされる特有の健康課題を心身に多く生じます。そのため、男女それぞれのライフステージに応じた健康づくり支援と相互理解に努めます。

取り組み① 妊娠・出産期、子育て期における健康づくりを支援します

妊娠や出産に伴う心身の変化やこれから子育てに関する不安や相談に応じられるよう妊産婦健康相談の体制を充実させます。

妊婦・両親教室を開催し、妊娠・出産に関する知識や情報の提供を行います。

取り組み② 成人・高齢期における健康づくりを支援します

健康診査や乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん、肺がんの検診体制の充実を図ります。

生活習慣病や更年期障害など心身の健康に関する学習機会の充実を図ります。女性特有の健康課題のほか、さまざまな健康課題に対応できる相談・情報提供体制を整備します。

基本目標 VI 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進

男女共同参画社会の実現は、宗教、歴史、文化、生活習慣などが違っても、世界共通の課題として、国際的に連携して進めなければなりません。

また、外国人女性が言葉の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難な状況に置かれることが無いよう、国際交流や国際理解、国際協力を進めます。

1 国際交流と国際協力への参画推進

本市に居住する外国人への支援をはじめ様々な機会を捉えて国際交流や協力・理解の推進に努めます。

取り組み① 在住外国人への支援をします

言葉や生活習慣が違っていても、不安なく暮らせるよう生活や地域活動などや地域コミュニティ活動などの必要な情報の提供と支援をします。

取り組み② 国際交流活動を進めます

国際交流が地域に根付き、幅広い市民が気軽に参加できるよう関係者、関係団体のネットワークの形成を支援し、地域ごとの交流活動ができるよう推進します。

取り組み③ 国際協力への理解を進めます

国際交流団体との情報交換を積極的に推進し、国際交流や国際協力の理解・推進のための交流を実施します。

基本目標 VII 女性の職業生活における活躍の推進

豊かで活力ある社会の実現のために、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が重要です。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備を推進します。

1 雇用に関する女性登用の推進

事業主へ女性登用を促し、雇用に関する課題解決への取り組みを推進します。

取り組み① 情報の収集と提供を行います

広報誌や市ホームページなどにより、事業主、労働者双方への情報提供を行い、女性登用への機運の醸成を図ります。

取り組み② 就労環境づくりを進めます

女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供やその活用と、性別による固定的役割分担意識への配慮、職業生活と家庭との両立できる働き方改革、育児、介護支援体制の充実など働きたい女性の就労や雇用に関する必要な環境整備を進めます。

取り組み③ 事業主への啓発を行います

女性の活躍のために解決すべき課題に対応する取り組みを進めるため、事業主への啓発を行います。

2 自営業等における女性活躍の推進

自営業や農林水産業への女性が活躍できる環境を推進します。

取り組み① 女性の経営へ参画が進むよう啓発を行います

女性が意欲をもって生き生きと能力が発揮できるよう、社会参画、経営参画が促進されるよう、積極的な情報提供に努めます。

基本目標 VIII 推進体制の確立

それぞれの施策が効率的かつ着実に実施され、男女共同参画社会に少しでも近づくことができるよう推進体制を確立します。

1 庁内推進体制の強化

施策が効率的かつ的確に実施され、計画が着実に推進されるよう推進体制の整備に努めます。

取り組み① 推進本部と実行組織を整えます

課題を常に把握するため、会議を定例化し、事案に応じてプロジェクトチームを編成するなど、実行組織が柔軟に対応します。

2 推進管理体制の確立

施策の進行状況を定期的に検証することにより、施策が適宜見直され、効率的かつ的確なものとなるよう推進管理体制の確立に努めます。

取り組み① 実行組織がそれぞれで自己検証を行います

施策及び事業の自己評価を行い、次の計画策定に反映させます。

取り組み② 男女共同参画審議会による検証を行います

施策及び事業について審議会でのチェックと再評価を行い、計画を適切に進行管理します。

3 市民との連携と協力

男女共同参画社会の実現は、幅広い市民との協働なくしてはあり得ません。市民との連携と協力に努めます。

取り組み① 市民と行政、市民相互の連携と充実を図ります

男女共同参画社会は、法や制度を整えるだけでなく、一人ひとりの市民が参加してはじめて実現できます。市は、女性団体をはじめとする幅広い市民と連携・協力して、各施策を計画的に進めていきます。

取り組み② 男女共同参画を推進するネットワークを構築します

男女共同参画社会の推進のため、令和元年6月に市民や企業・団体で設立された「恵庭市男女共同参画推進協議会」のネットワークを通して、市内で取り組まれている好事例や活動等を情報発信することにより、活力ある地域づくりを進めています。

4 道との連携等

男女共同参画に関する課題等は非常に広範多岐にわたるため、情報の収集や交換を行うなど道との連携に努めます。

取り組み① 国や道の取り組みへの連携を推進します

男女共同参画に関する法律や諸制度など、取り巻く環境は刻々と変化しています。国や道の取り組みを注視しつつ、必要な情報等について積極的に収集が行えるよう連携していきます。

.....

參考資料

.....



男女共同参画に関する市民アンケート 令和7(2025)年4月集計

1 目的

この調査は、市民の男女共同参画に関する意識を調査するとともに、問題点を把握し、男女共同参画社会をめざす「まちづくり」の活動資料とするものです。

また同時に第3次恵庭市男女共同参画基本計画の策定のための基礎資料としても活用します。

2 設問

本調査の設問は、平成26(2014)年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」より抜粋したものを、時代背景を考慮しながら、一部修正した設問21問としました。

3 調査概要

調査方法 ①無作為抽出した恵庭市に在住する市民500名へ郵送

②恵庭市公式LINE

調査対象 ①令和7(2025)年3月1日現在、恵庭市に在住する18歳以上の市民

*男女別、年代の階層毎の人口比率に応じて無作為抽出

②恵庭市公式LINE登録者

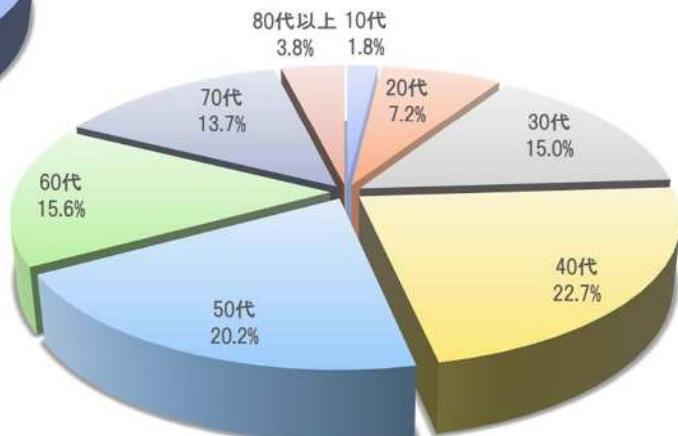
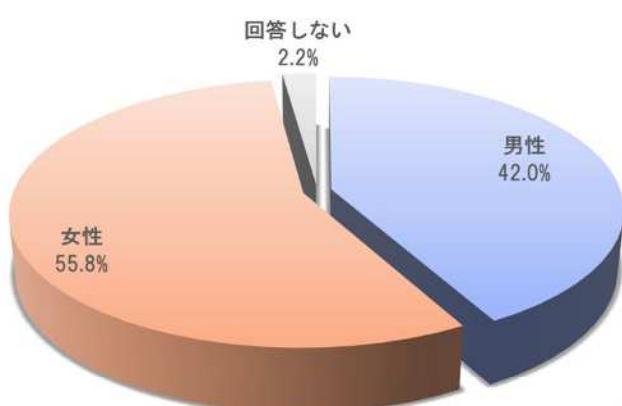
調査機関 令和7年3月31日(月)～4月30日(水)

4 回収状況

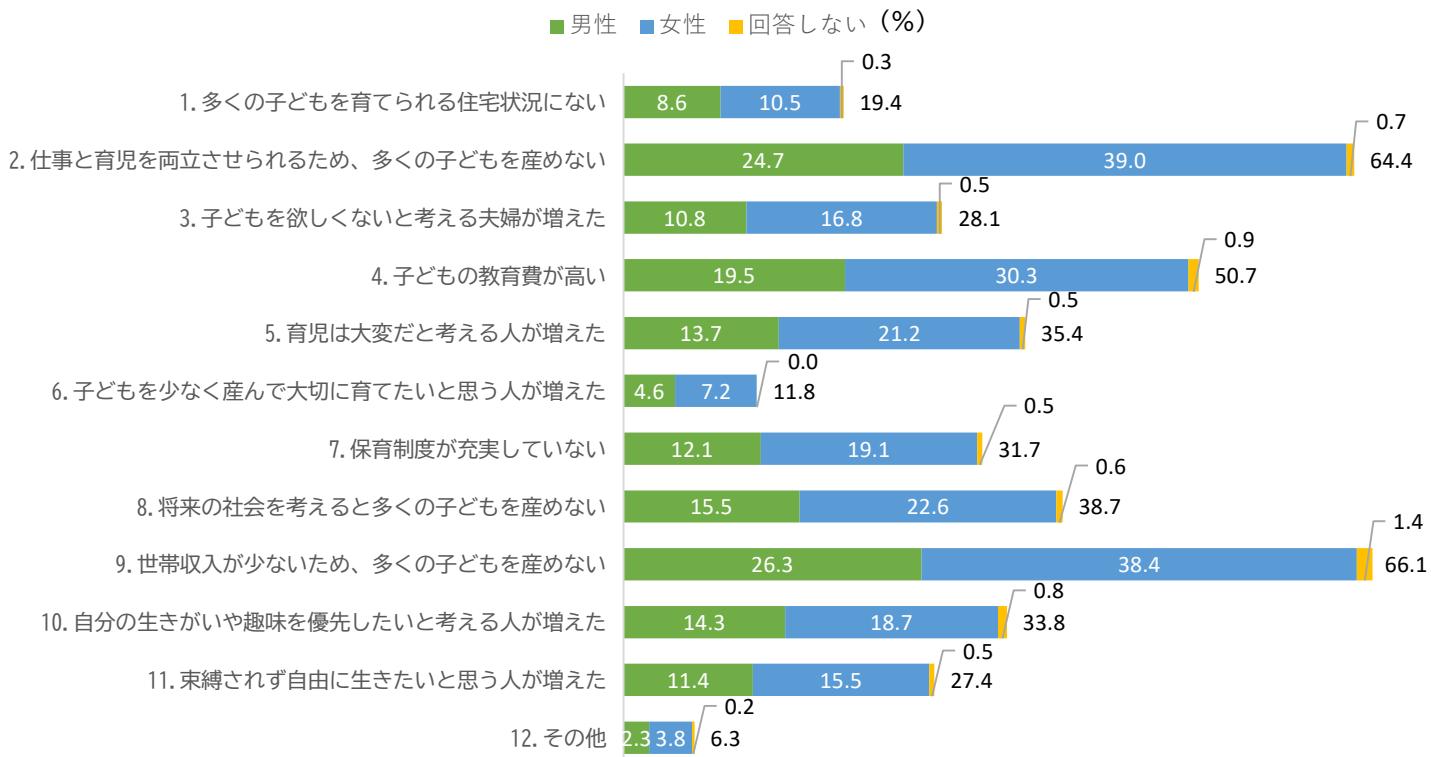
回収数 876件 (①167件、②709件 *持参含む)

回収率 33.4% (①のみ)

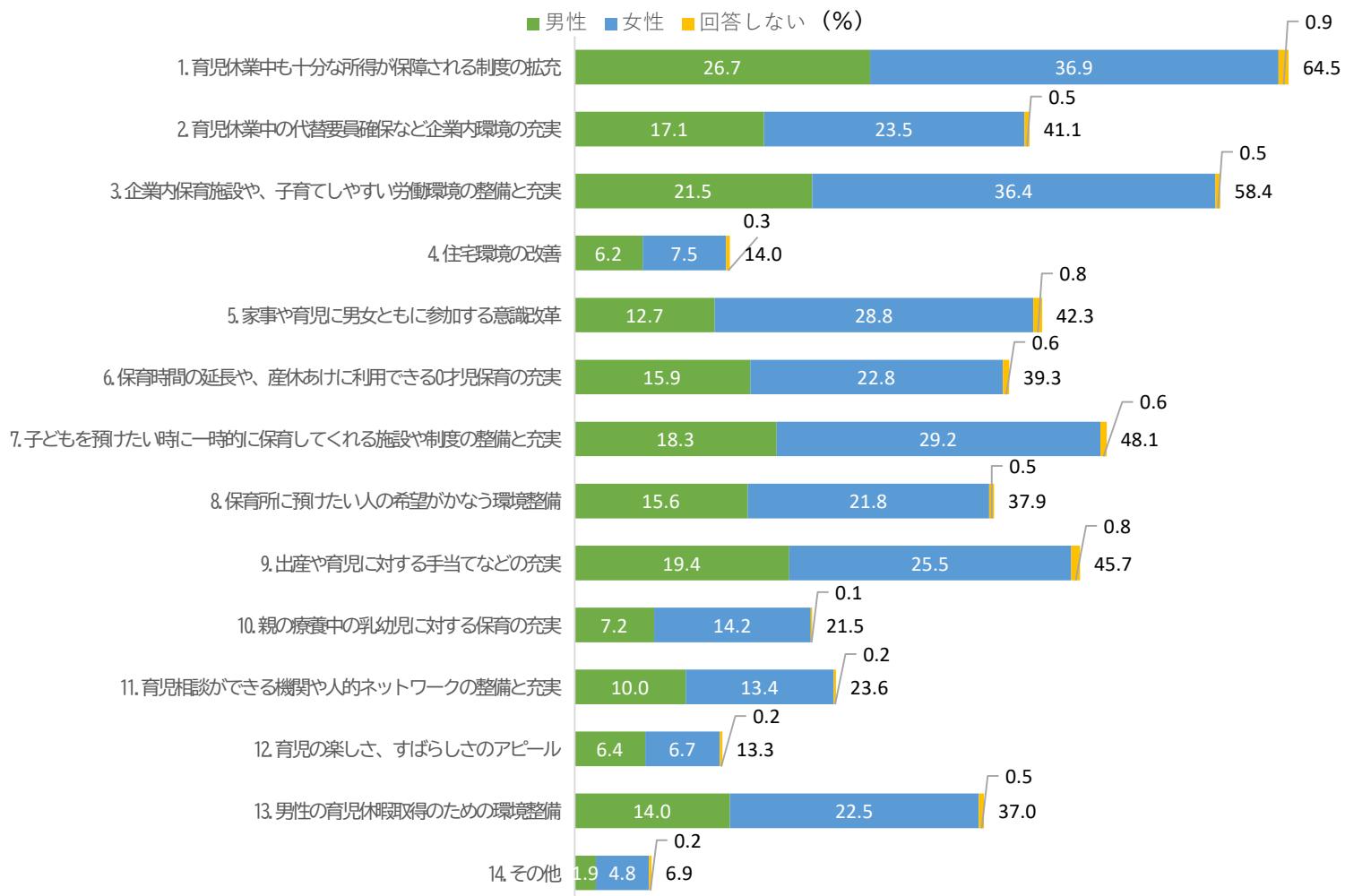
内訳	性別	男性	女性	年代別	10代	16人
	女性	368人	489人	20代	63人	
	無回答	489人	19人	30代	131人	
				40代	199人	
				50代	177人	
				60代	137人	
				70代	120人	
				80代以上	33人	



問1 女性が生涯に出産する子どもの数が年々減り続けていますが、なにが原因だと考えますか。（複数選択可）

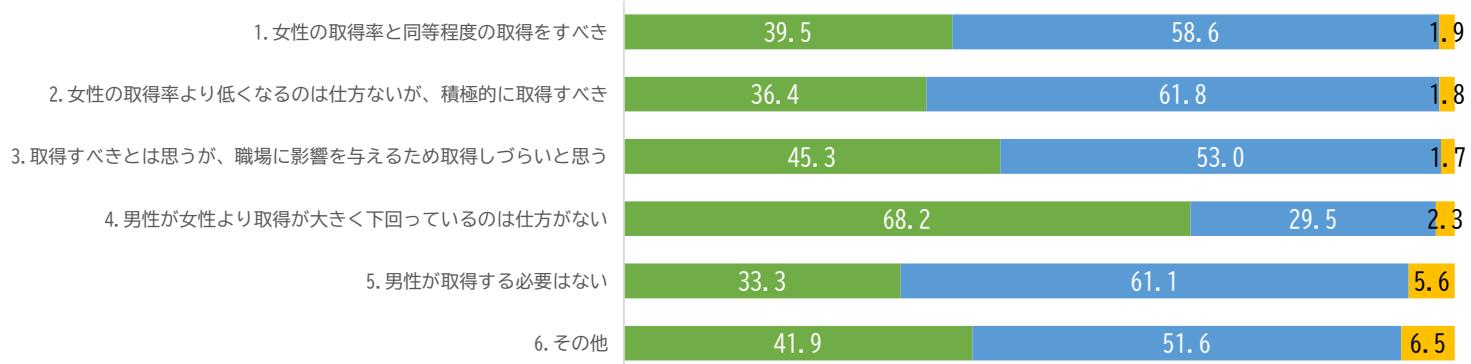


問2 子どもを産み育てやすい環境をつくるため、どのような事が必要だと思いますか。
(複数選択可)



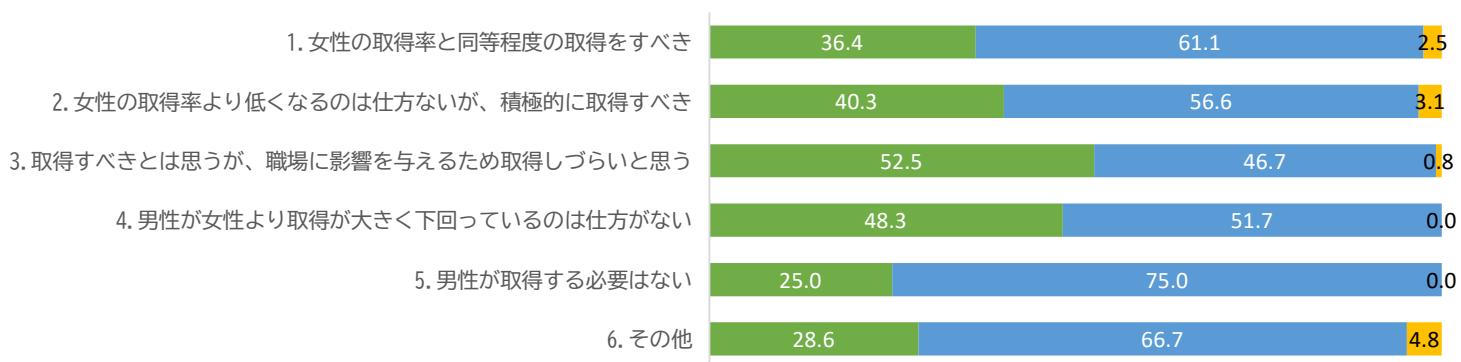
問3 男性の『育児』休業取得は女性に比べ大きく下回っていますが、どのように思いますか。

■男性 ■女性 ■回答しない (%)



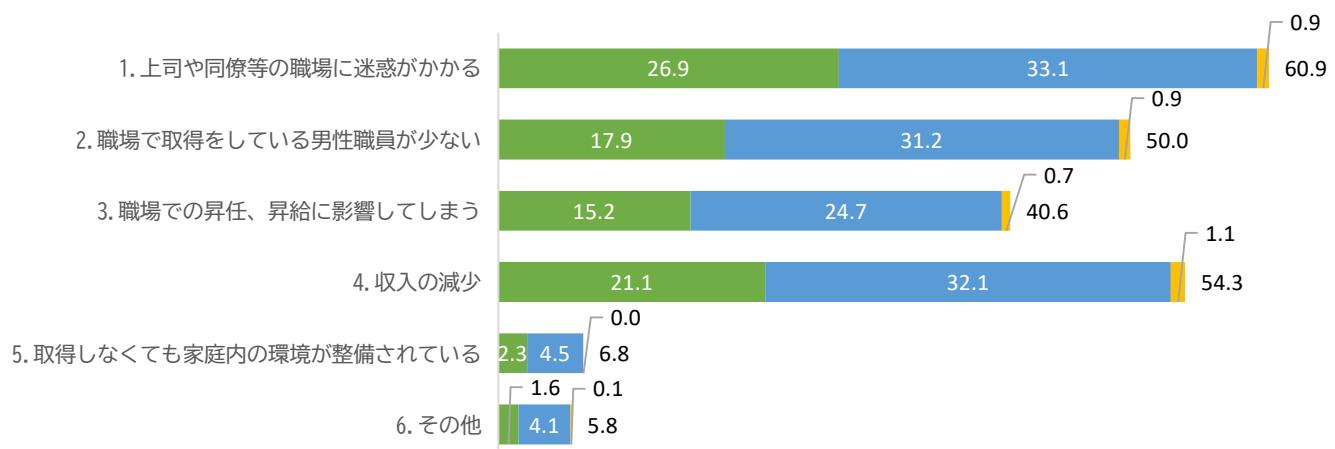
問4 男性の『介護』休業取得は女性に比べ大きく下回っていますが、どのように思いますか。

■男性 ■女性 ■回答しない (%)

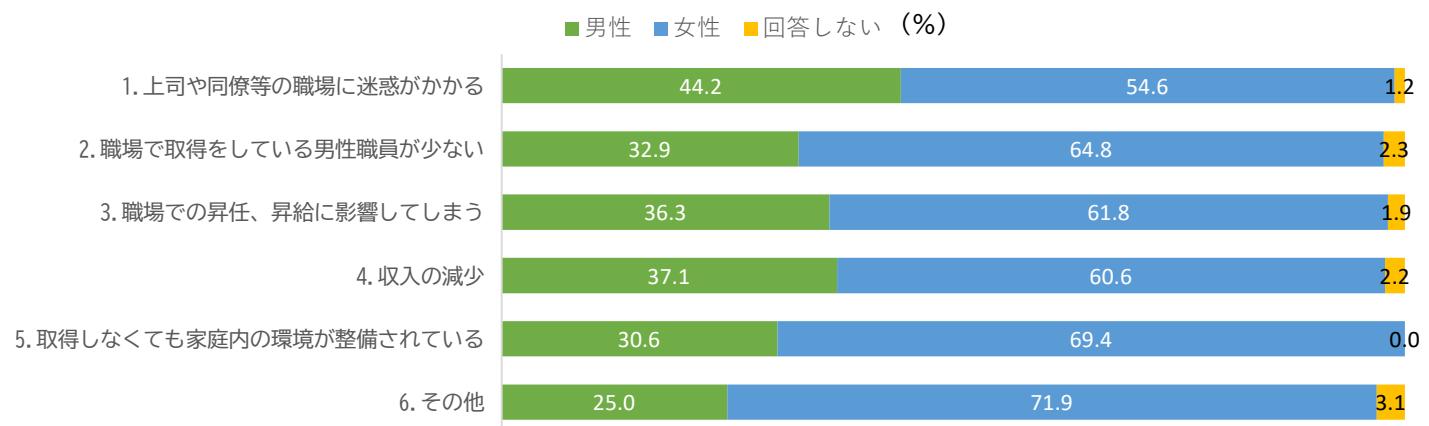


問5 男性の『育児』休業取得が女性に比べ低い要因はなにが原因だと考えますか。（複数選択可）

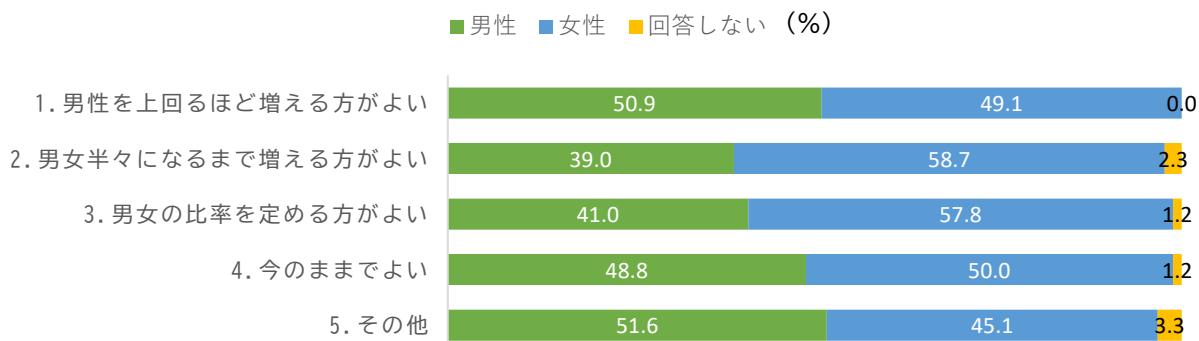
■男性 ■女性 ■回答しない (%)



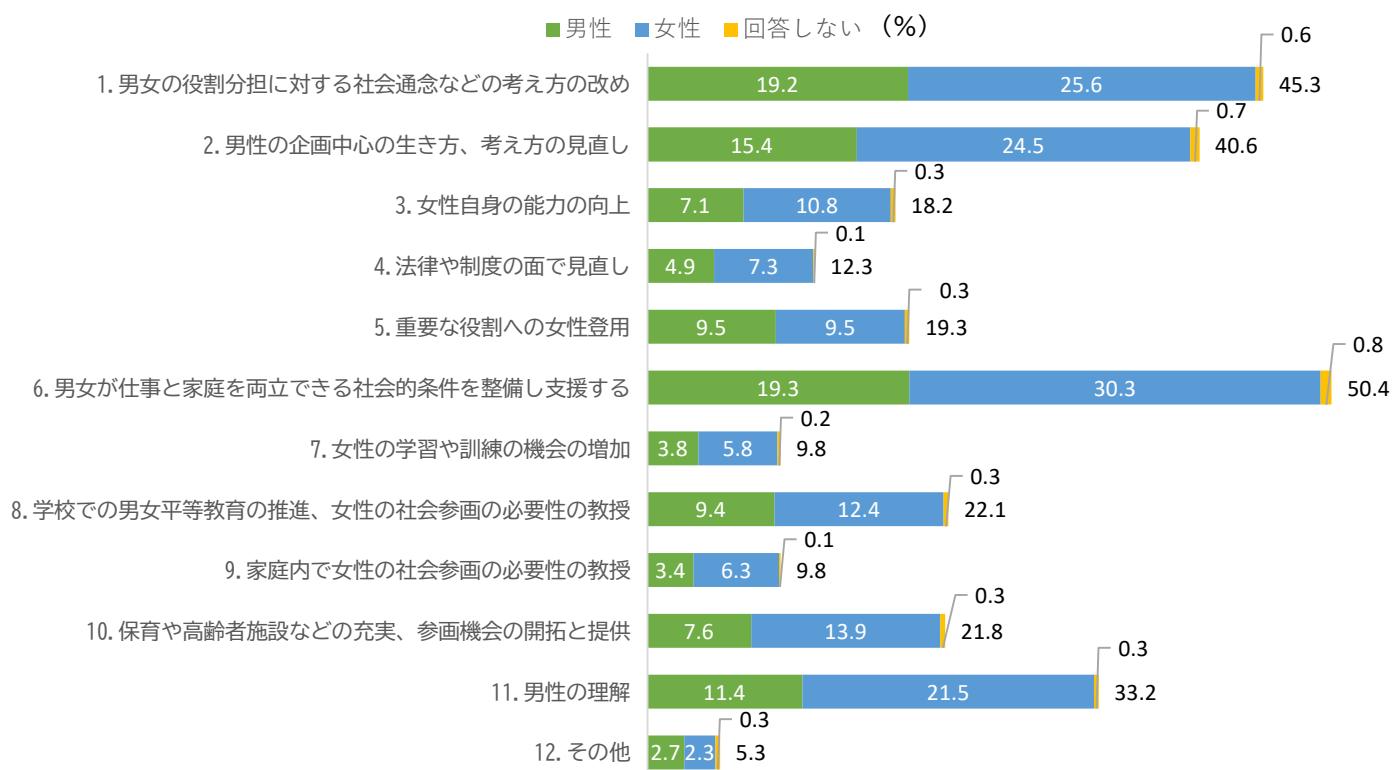
問6 男性の『介護』休業取得が女性に比べ低い要因は
なにが原因だと考えますか



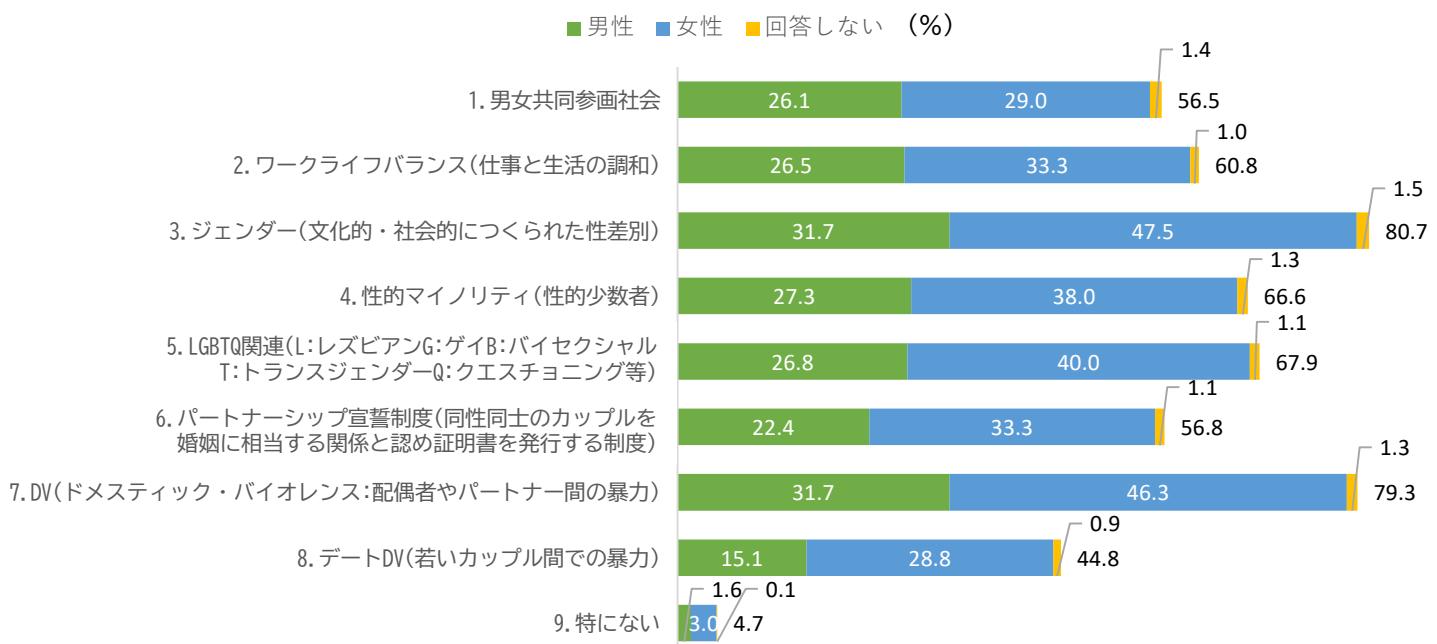
問7 近年、議会や審議会などの政策決定の場に女性の参画が
少しずつ増えてきましたが、どのように感じますか



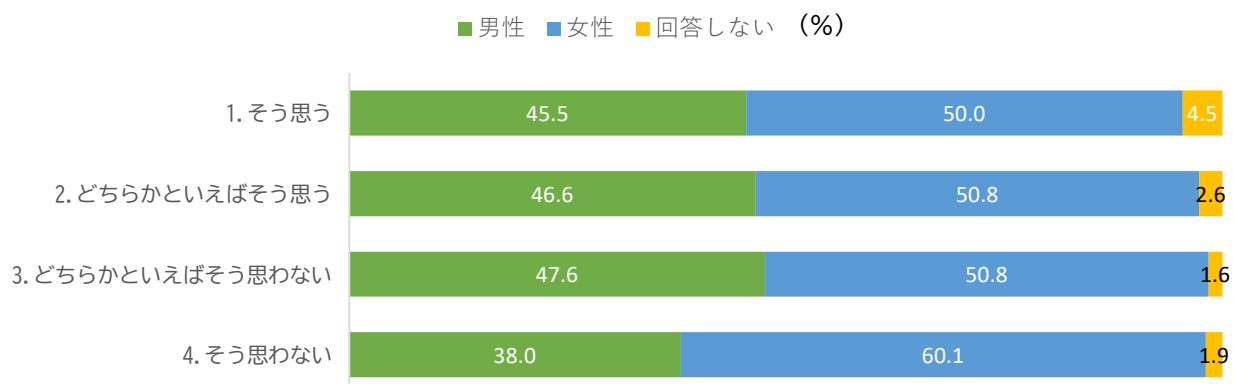
問8 町内会やPTAなどの地域活動で、女性のリーダーを増やすためには、
なにが必要だと思いますか。（複数選択可）



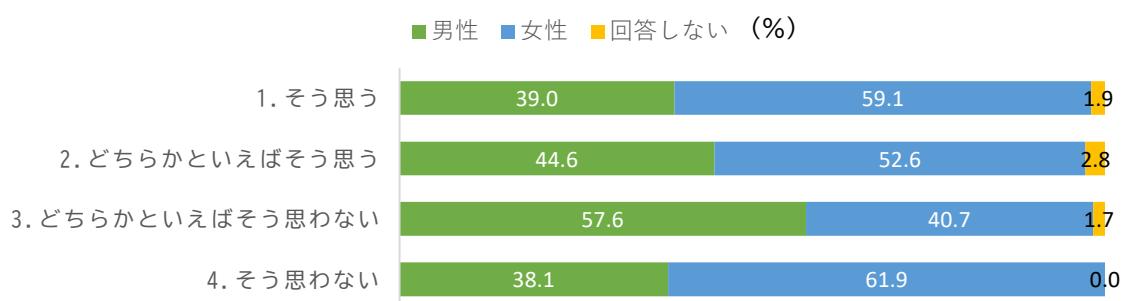
問9 男女共同参画に関する言葉のうち、知っているものを選択してください。
(複数選択可)



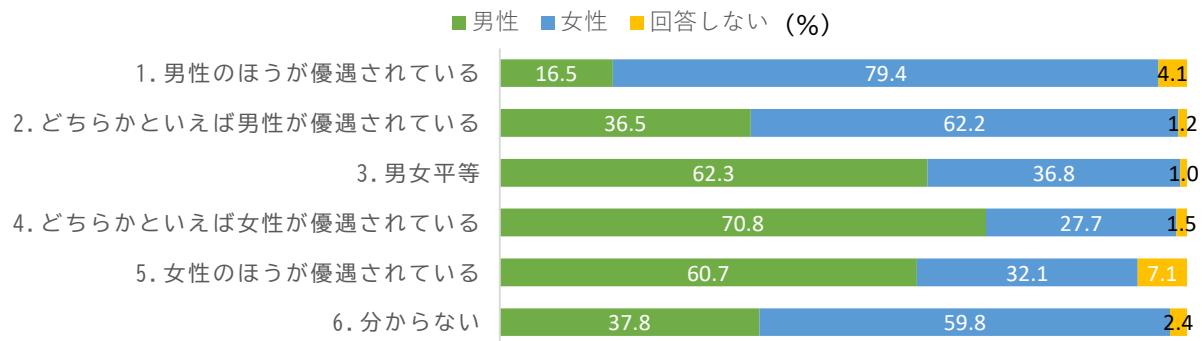
問10 「男は仕事、女は家庭」だと思いますか



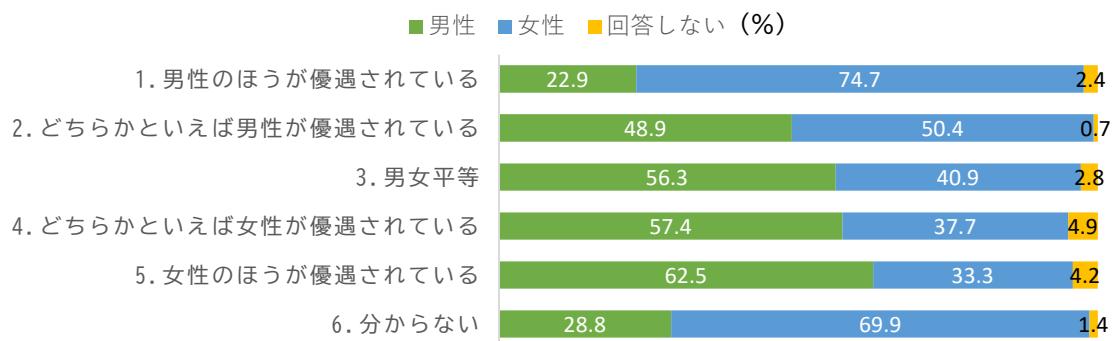
問11 男女とも仕事をし、家事・育児を分担する方が
よいと思いますか



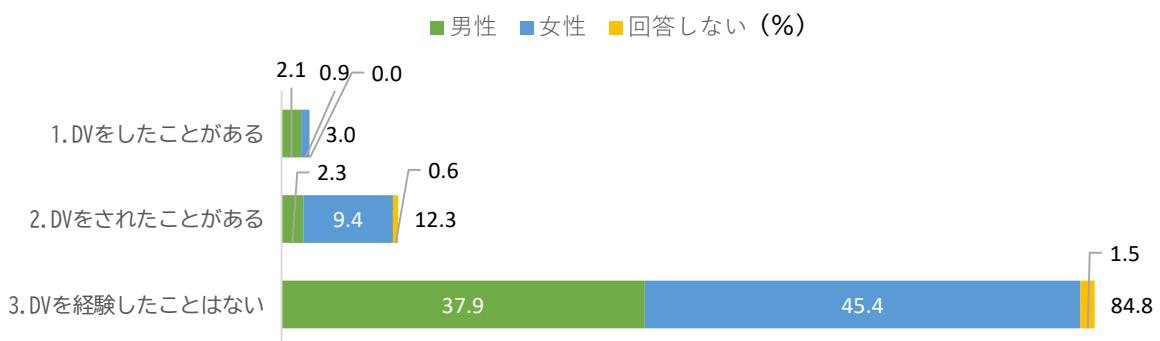
**問12 男女の地位の平等感について、『家庭生活』において
あなたの気持ちに最も近いものを選択してください**



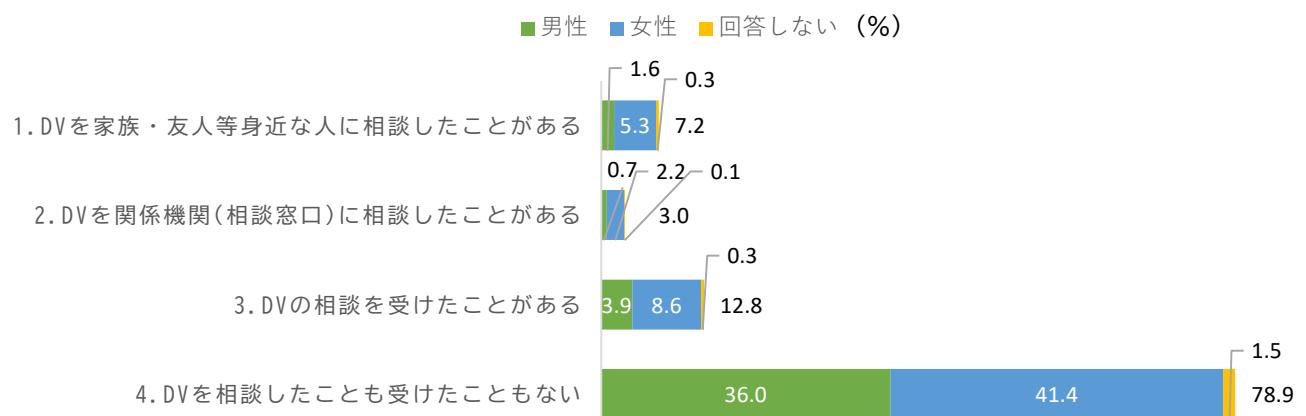
**問13 男女の地位の平等感について、『職場』において
あなたの気持ちに最も近いものを選択してください。**



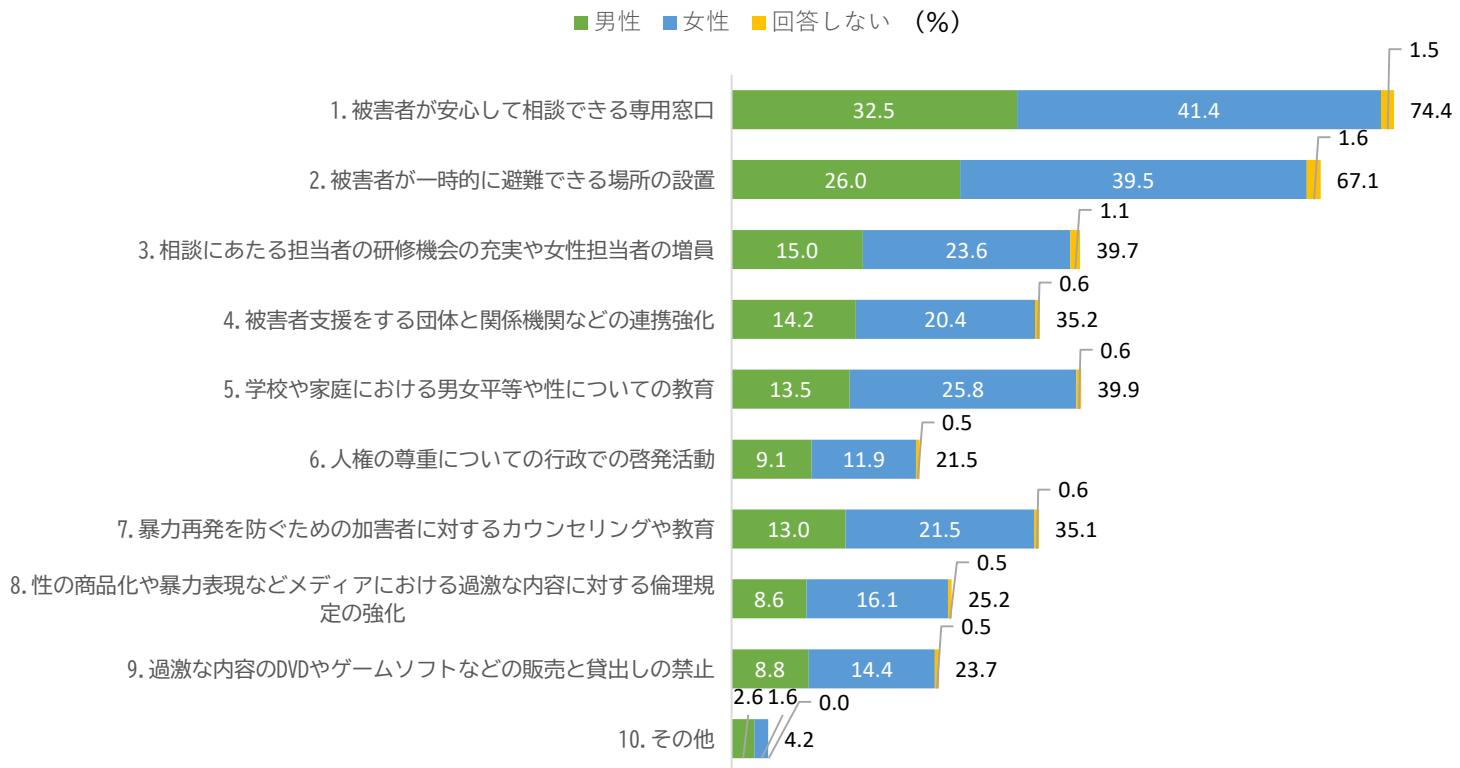
問14 DVを経験したことはありますか。 (複数選択可)



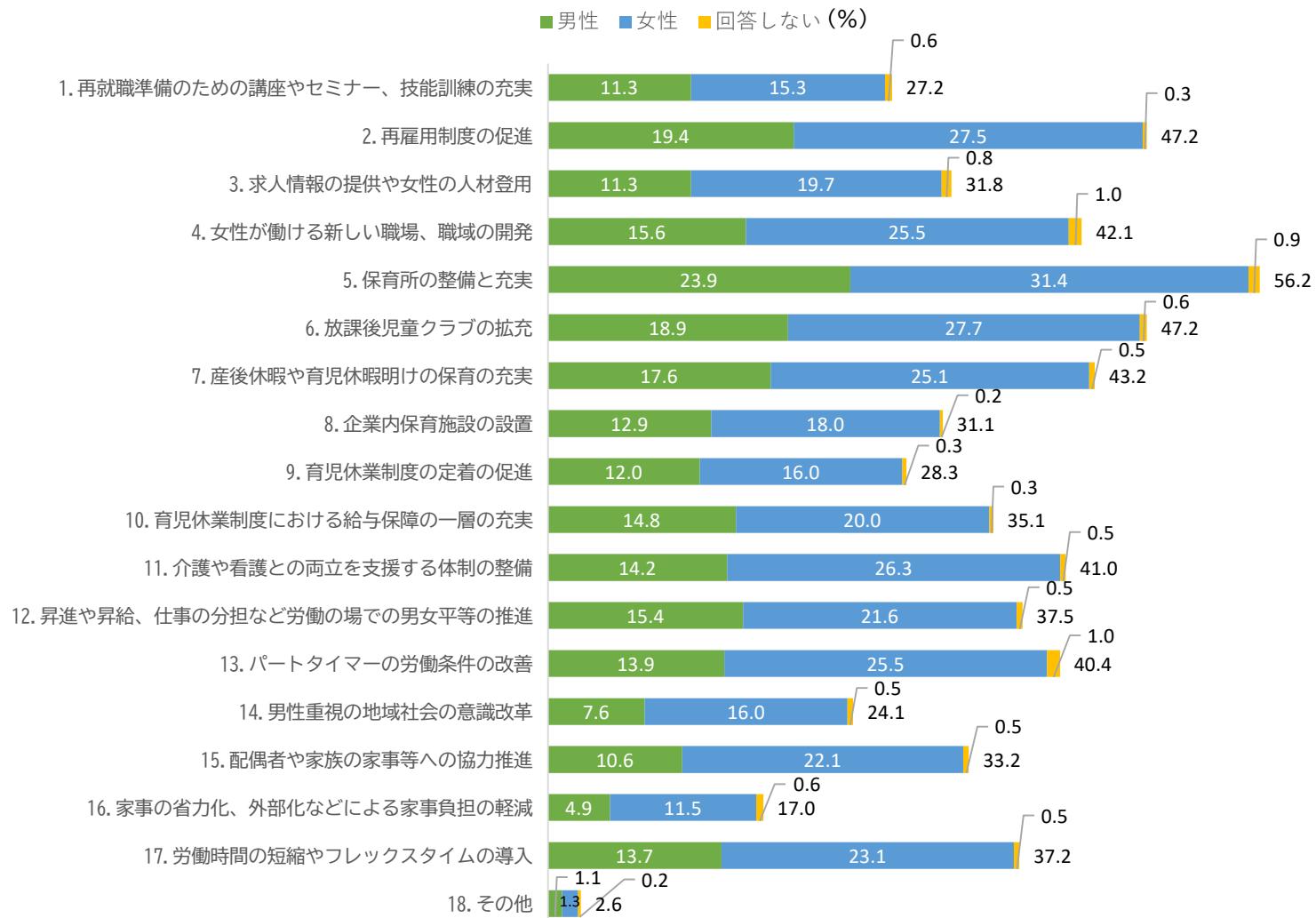
問15 DVの相談をしたり受けたりしたことはありますか。 (複数選択可)



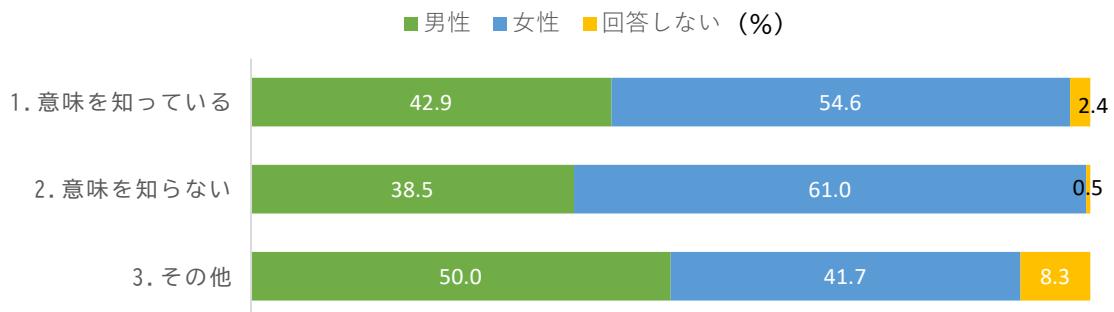
**問16 DVやセクシャルハラスメント、ストーカーなどの行為について、
どのような対策をしていけば良いと思いますか。（複数選択可）**



問17 女性が働きやすい環境をつくるには、なにが必要だと思いますか。（複数選択可）



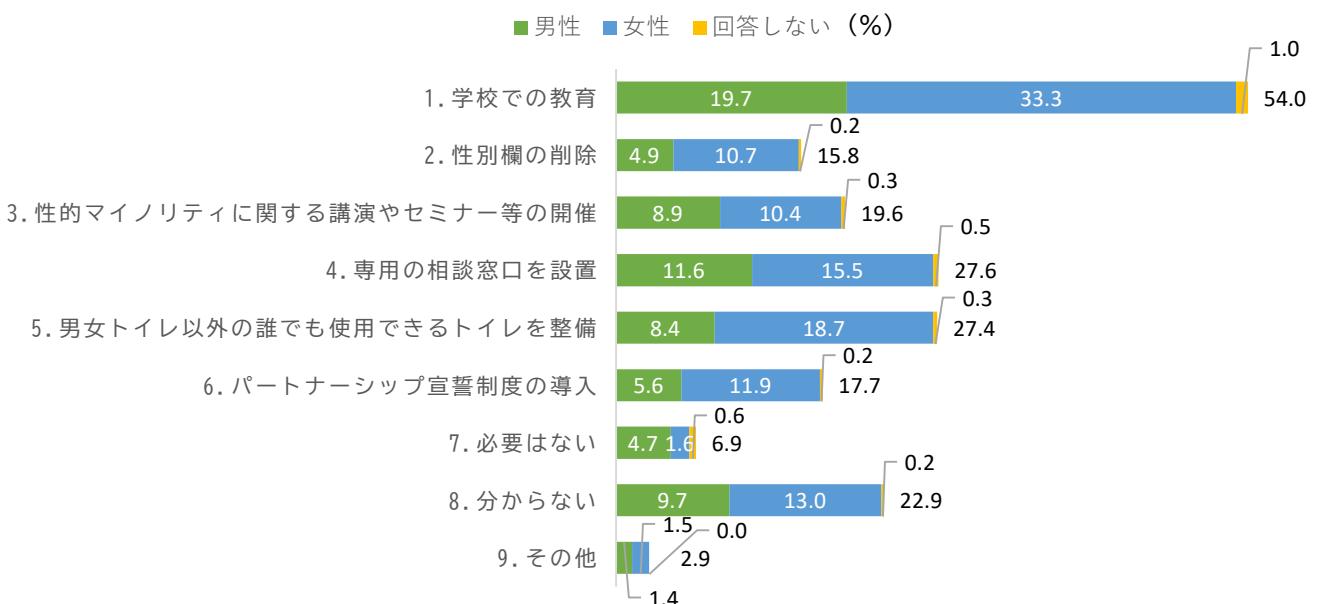
問18 性的マイノリティ（性的少数者）に関する意味を知っていますか。



**問19 性的マイノリティに関して、自身で悩んだことはありますか。
また、周りで悩んでいる人はいましたか。**

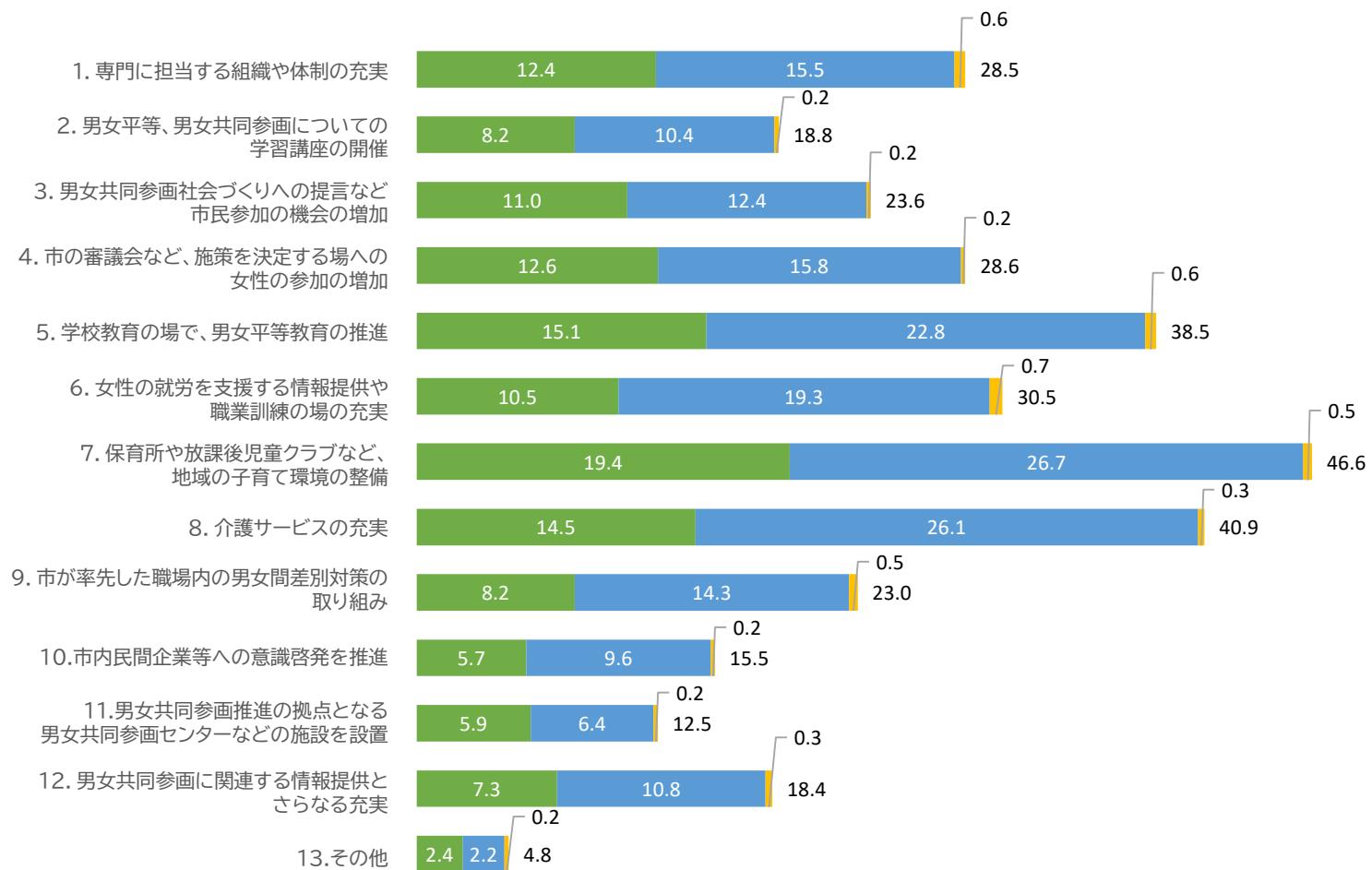


**問20 性的マイノリティについて、今後必要となる施策は何かありますか。
(複数選択可)**



問21 男女共同参画社会を進めるために、あなたは恵庭市にどのようなことを期待しますか。
(複数選択可)

■男性 ■女性 ■回答しない (%)





惠庭市男女共同参画審議会 第12期委員

選任／条例第29条第4項に基づく

任期／令和6(2024)年5月1日～令和8(2026)年4月30日

役職	氏名	所属団体等
会長	本荘 武則	惠庭市男女共同参画推進協議会
副会長	金子裕美子	北海道文教大学准教授
	安保真理子	有識者
	市橋 英雄	惠庭市校長会(R6.5.1～R7.3.31)
	安榮 智裕	惠庭市校長会(R7.4.1～)
	大村 久子	公募委員
	桐山 隆徳	惠庭工業クラブ(R6.5.1～R7.3.31)
	木村 圭吾	惠庭工業クラブ(R7.4.1～)
	作田真有美	公募委員
	竹本加奈恵	有識者
	茶園 利紀	惠庭市町内会連合会
	平野 悅子	JA道央女性部恵庭ブロック
	本間 俊典	(一社)恵庭青年会議所(R6.5.1～R6.12.31)
	國廣 愛美	(一社)恵庭青年会議所(R7.1.1～)
	松田 政子	惠庭市地域女性連絡会
	宮崎 圭介	連合北海道恵庭地区連合



恵庭市男女共同参画審議会における 基本計画(案)検討の経緯

開催年月日	主な審議内容等
令和6年11月8日 (2024)	令和5年度事業実施概要書について 市の附属機関における女性登用について 審議会等における女性委員登用に向けた取組みについて 第3次男女共同参画基本計画策定について (その1/策定日程)
令和7年1月20日 (2025)	第3次男女共同参画基本計画策定について (その2/アンケート内容など)
2月21日	第3次男女共同参画基本計画策定について (その3/アンケート内容、調査方法など)
8月6日	令和6年度事業実施概要書について 市の附属機関における女性登用について 審議会等における女性委員登用に向けた取組みについて 第3次男女共同参画基本計画策定について (その4/アンケート結果)
10月1日	総務文教常任委員会への提出 (スケジュール・アンケート結果)
11月4日	第3次男女共同参画基本計画策定について (その5/計画素案)
令和8年1月19日 (2026)	第3次男女共同参画基本計画策定について (その6/計画案)
2月23日	パブリックコメントについて (意見募集結果/●件)
3月11日	総務文教常任委員会への提出 (計画内容)



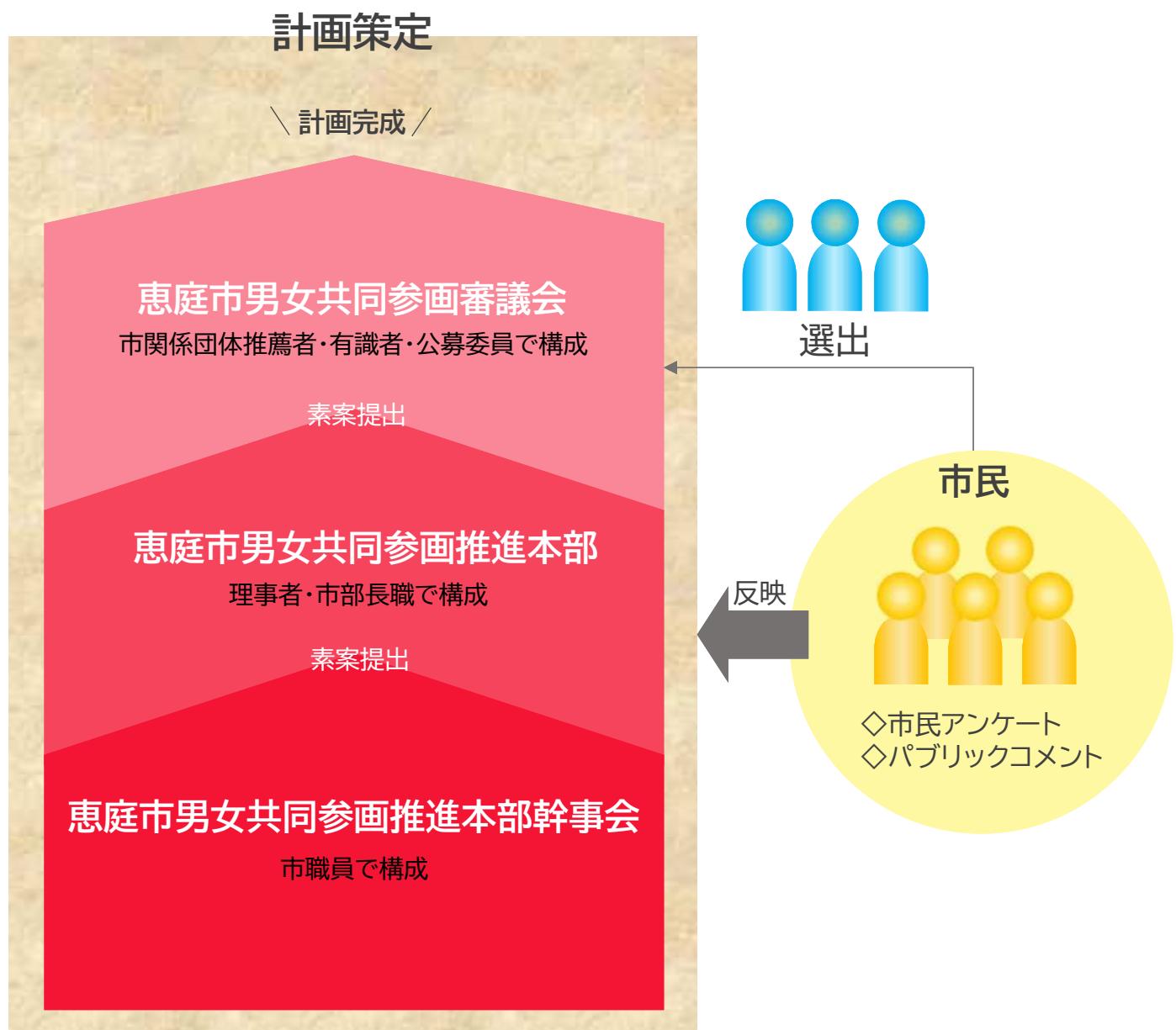
恵庭市男女共同参画推進本部における 基本計画(案)検討の経緯

開催年月日	主な審議内容等
令和6年10月21日 (2024)	第3次男女共同参画基本計画策定について (その1/策定日程)
令和7年3月21日 (2025)	第3次男女共同参画基本計画策定について (その2/アンケート内容、調査方法など)
7月22日	第3次男女共同参画基本計画策定について (その3/アンケート結果)
12月26日	第3次男女共同参画基本計画策定について (その4/計画素案の審議)

恵庭市男女共同参画推進本部幹事会における 基本計画(案)検討の経緯

開催年月日	主な審議内容等
令和6年10月16日 (2024)	第3次男女共同参画基本計画策定について (その1/策定日程)
令和7年3月13日 (2025)	第3次男女共同参画基本計画策定について (その2/アンケート内容、調査方法など)
7月18日	第3次男女共同参画基本計画策定について (その3/アンケート結果)
12月17日	第3次男女共同参画基本計画策定について (その4/計画素案の審議)

計画策定の体制





男女共同参画に関する国内外の動き

国連の動き	西暦	日本の動き
●国際婦人年(目標/平等・発展・平和) ●国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ●「世界行動計画」採択	昭和50年 (1975年)	●婦人問題企画推進本部設置 ●婦人問題企画推進会議開催
	昭和52年 (1977年)	●「国内行動計画」策定 ●国立婦人教育会館オープン
●第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	昭和54年 (1979年)	
●「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) ●「国連婦人の10年 後半期行動プログラム」採択	昭和55年 (1980年)	
	昭和56年 (1981年)	●「国内行動計画後期重点目標」策定
●「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 ●「婦人の地位向上のためのナイロビ戦略」採択	昭和60年 (1985年)	●「国籍法」の改正 ●「男女雇用機会均等法」の成立 ●「女子差別撤廃条約」批准
	昭和61年 (1986年)	●婦人問題企画推進本部拡充・構成を全省庁に拡大 ●婦人問題企画推進有識者会議開催
	昭和62年 (1987年)	●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
	平成元年 (1989年)	●学習指導要領改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)
●国連婦人の地位委員会拡大会期 ●国連経済社会理事会 ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	平成2年 (1990年)	
	平成3年 (1991年)	●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ●育児休業法の公布
●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ●「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	平成6年 (1994年)	●男女共同参画審議会及び推進本部設置
●第4回世界女性会議(北京) ●「北京宣言及び行動綱領」採択	平成7年 (1995年)	●「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法制化)

 国連の動き	西暦	 日本の動き
	平成8年 (1996年)	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ●「男女共同参画2000年プラン」策定
	平成9年 (1997年)	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会設置 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「介護保険法」公布
	平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布、施行
●国連特別総会女性2000年会議 (ニューヨーク)	平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画」閣議決定
	平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画会議設置 ●男女共同参画局設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ●第1回男女共同参画週間 ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
	平成14年 (2002年)	<ul style="list-style-type: none"> ●アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催
	平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ●「少子化社会対策基本法」公布、施行 ●女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議 ●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
	平成16年 (2004年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ●「配偶者暴力防止法」改正
	平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
	平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
●国連「北京+10」閣僚級会合 (ニューヨーク)	平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者暴力防止法」改正 ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の取りまとめ ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

 国連の動き	西暦	 日本の動き
	平成20年 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ●女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出
	平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画シンボルマーク決定 ●「育児・介護休業法」改正 ●女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議
●国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ●APEC第15回女性リーダーズネットワーク会合 ●第8回男女共同参画担当者ネットワーク会合 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
●UN Women 正式発足	平成23年 (2011年)	
●第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定
	平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ●若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ●「配偶者暴力防止法」改正
●ESCAP男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合 (バンコク)	平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ●「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言
●国連「北京+20」記念会合 (ニューヨーク)	平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」成立 ●「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
	平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進法による「事業主行動計画」策定・施行 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「育児・介護休業法」改正
●「W20(Women20)」日本開催 (「国際女性会議WAW!」と同時開催)	平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ●「働き方改革関連法」公布
	平成31年/ 令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍推進法」改正 ●「配偶者暴力防止法」改正
●国連「北京+25」記念会合 (ニューヨーク)	令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「改正労働施策総合推進法」公布 ●「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

 国連の動き	西暦	 日本の動き
	令和3 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ●「育児・介護休業法」改正
	令和4 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍推進法」改正 ●「育児・介護休業法」改正 ●「AV出演被害防止・救済法」公布、施行 ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定
	令和5 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会基本法」改正 ●「配偶者暴力防止法」改正
	令和7 (2025年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「女性活躍推進法」改正



関連用語の解説

男女共同参画に関する言葉の意味を解説します。

【あ行】

■アンコンシャス・バイアス

無意識の思い込みや捉え方の歪み・偏りのこと。

■育児休業・介護休業

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律)に基づく制度で、労働者が職業と家庭を両立させることができるように、育児や介護のために一定期間休業できるものである。

労働者が1歳未満の子を養育したり、家族を介護したりする場合に、事業主は、育児休業や介護休業を理由としてその労働者を解雇することができない。

■LGBTQ+【エル・ジー・ビー・ティー・キュー・プラス】（性的マイノリティ）

「Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual(バイセクシャル、両性愛者)」、「Transgender(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)」、「Question(クエスチョン、自身の性別や性的指向を決められない人)」の頭文字に、その他にも多様なセクシャリティが存在していることを意味するため「+」を添えた表現で、「性」の在り方が多数派とは異なる人の総称として使われる。

また、性的マジョリティ・性的マイノリティ関わらず、すべてのセクシャリティを含む概念として、「SOGI【ソジ】(Sexual Orientation and GenderIdentity)」という言葉もある。

■エンパワーメント

「個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力を持つこと」をいう。自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力を付けること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。

【か行】

■固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

【き行】

■仕事と子育ての両立支援(ワーク・ライフ・バランス)

国内では出生率の向上や男女均等政策だけではなく、労働時間政策、非正規労働者政策など働き方の全般的な改革に関わり、平成19年には、政府や地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定され、現在、官民を挙げて様々な取り組みが進められている。

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)」といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に「良い」、「悪い」という価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■持続可能な開発目標(SDGs)

平成27(2015)年9月に国連で採択された、令和12(2030)年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成されている。関連する目標として、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」が設けられている。

■積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。

例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

【た行】

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことである。

■男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13(2001)年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施している。

■ドメスティック・バイオレンス(DV/Domestic Violence・配偶者からの暴力)

主に、女性が夫や恋人など親密な関係にある男性から受ける暴力のことをいう。これには、殴る、蹴るといった身体的暴力、言葉などによる精神的暴力、性的暴力などがある。

一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではなく、内閣府では、「配偶者からの暴力」という言葉を使っている。

関連資料

1. 恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例 (p.40-p.44)

2. 男女共同参画社会基本法(抄)

3. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

6. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

7. 北海道男女平等参画推進条例

QR

※上記二次元バーコードより、関連資料を確認いただけます。
リンク先：恵庭市ホームページ「男女共同参画関係法令」



惠庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例

平成15年7月2日条例第22号

目次

- まえがき
- 第1章 全体に関すること(第1条～第9条)
- 第2章 男女共同参画を進めるための仕事
 - 第1節 基本計画(第10条)
 - 第2節 実行する主なこと(第11条～第26条)
- 第3章 相談や意見(第27条～第28条)
- 第4章 男女共同参画審議会(第29条)
- 第5章 その他(第30条)
- 附 則

子どもから高齢者まですべての人が安心して暮らせる、豊かで住みやすいまちにするためには、性別に関係なくすべて平等に、人間としてのすばらしさをお互いに認め合いながら、自分の意思で行動し、それぞれの個性や能力を十分に生かすことが必要です。

しかし、日本の社会では古くから男性は仕事、女性は家事と育児、介護など、様々なところで性別による役割を分けてきました。国は平成11年に「男女共同参画社会基本法」を、北海道は平成13年に「北海道男女平等参画推進条例」を定めて、このような不平等を無くすることに取り組んでいますが、現在もなお家庭や学校、職場や地域社会において、性別による差別が見られます。

惠庭市は、このような状況を一日も早く解消して、すべての男女が平等に暮らせるまちにするため、「めざす姿」として「家庭のめざす姿」と「学校のめざす姿」と「職場のめざす姿」と「地域のめざす姿」と「市役所のめざす姿」の実践を求めてこの条例を定めます。

第1章 全体に関すること

(目的)

第1条 この条例は、惠庭市において男女共同参画社会を実現するための基本となる考え方を決め、市民をはじめ会社、個人商店や農業を営む人、そして市の責任と義務を示し、市がしなければならない仕事の基本を決めることによって、すべての市民が性別に関係なく個人として尊重され、だれもが対等な立場で自由に発言したり活動し、平等に暮らせるようにすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画 男女が、対等な立場の個人として、その個性と能力を十分に發揮する機会が確保され、社会のあらゆる分野での活動に自分の意思で参加し、共に責任を持つこと。
- (2) ハラスメント いろいろな場面での嫌がらせやいじめを指し、相手に対しての発言や行動が、その人を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、相手の対応によって不利益を与えること。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次のことを基本となる考え方(以下「基本理念」といいます。)として、男女の人権が尊重されるように進めなければなりません。

- (1) 性別に関係なく、個人としてのすばらしさが尊重されること。
- (2) 性別による差別的な扱いを受けないこと。
- (3) 性別に関係なく、個人としての能力を發揮する機会が用意されていること。

- (4) 性別によって役割を分けるような制度や習慣をなくすること。
- (5) 市や職場や地域の仕事について、その計画を考えたり決めたりするとき、性別に関係なく対等に参画する機会があること。
- (6) 家庭の男女が対等な立場で協力し、家庭生活の責任と役割を果たすとともに、学校や地域など家庭以外での活動も支え合うこと。
- (7) 女性が、生涯を通じて性に関する本人の意思が尊重され、妊娠と出産によって健康が害されることがないようにすること。
- (8) 男女共同参画は、国際社会の一員として共に取り組むものであること。

(市民の責任と義務)

第4条 市民は、基本理念について理解を深め、毎日の生活の中で実行するよう努めなければなりません。

(事業者の責任と義務)

第5条 会社そして個人商店や農業などを営む人(以下「事業者」といいます。)は、基本理念について理解を深め、毎日の仕事の中で実行するよう努めなければなりません。

2 事業者は、基本理念を社員が実行できるような環境を作るよう努めなければなりません。

(町内会などの責任と義務)

第6条 町内会など地域の中で自主的に活動している団体は、基本理念にしたがって、男女が平等に参画できるように努めなければなりません。

(市の責任と義務)

第7条 市は、基本理念にしたがって、男女共同参画を進めるることを重要な仕事として総合的に取り組まなければなりません。

2 市は、男女共同参画を進める仕事をするときは、市民や事業者はもちろん、国や都道府県、他の市町村とも協力するよう努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 だれであっても、性別を理由に、直接的にも間接的にも差別をしてはなりません。

2 だれであっても、あらゆるハラスメントをしてはなりません。

3 だれであっても、男女共同参画を害するような暴力的行為(精神的に大きな苦痛を与える行為を含みます。)をしてはなりません。

(市民への情報提供)

第9条 だれであっても、広く市民に情報を提供するときは、基本理念に反したり、男女間の暴力を認めたり思い浮かべたりするような表現や、いき過ぎた性的な表現をしてはなりません。

第2章 男女共同参画を進めるための仕事

第1節 基本計画

第10条 市長は、男女共同参画を総合的に進めるため、基本となる計画(以下「基本計画」といいます。)を作らなければなりません。

2 基本計画では、次のことを決めます。

- (1)男女共同参画を進めるための「めざす姿」の内容
- (2)男女共同参画を進めるために長期間、総合的に行わなければならない主な仕事
- (3)前の2号の仕事のほか、男女共同参画を進めるために必要な仕事

3 市長は、基本計画を作るときは、市民や事業者の意見をよく聞かなければなりません。

4 市長は、基本計画を作るときは、恵庭市男女共同参画審議会の意見をよく聞かなければなりません。

5 市長は、基本計画を作ったときは、市民に知らせなければなりません。

6 第3項から第5項までで決めていることは、基本計画の内容を変えるときにも当てはめます。

第2節 実行する主なこと

(仕事の計画や実行するときに気を配ること)

第11条 市は、仕事を計画したり実行するときは、いつも、男女共同参画が進むように気を配らなければなりません。

(審議会の委員など)

第12条 市は、審議会などの委員を決めるときは、男女が同数になるように気を配らなければなりません。

2 市は、仕事の計画や実施について市民から意見を聞くときは、男女が同数になるように気を配らなければなりません。

(取り組む仕組み)

第13条 市は、男女共同参画に市全体として取り組む仕組みを作らなければなりません。

(決まりや費用)

第14条 市長は、男女共同参画を進めるための決まりなどを決め、必要な費用を確保しなければなりません。

(女性の生涯の健康を守ること)

第15条 市は、男女が、互いの人格を尊重し、性や子を産み育てるについて理解を深め、自らの意思で決定できるように、性教育などを充実させなければなりません。

2 市は、女性が、生涯にわたり性についての本人の意思が尊重され、妊娠や出産により健康が害されないように、健康相談などの仕事をしなければなりません。

(広報活動など)

第16条 市は、基本理念を市民や事業者に、いろいろな方法で知らせなければなりません。

2 市は、家庭教育をはじめ学校教育や社会教育などを通して、男女共同参画を進めなければなりません。

3 市は、市民や事業者が男女共同参画を進めるように、研修を行わなければなりません。

(学校等で進めること)

第17条 市は、幼稚園、小学校や中学校などの学校や保育所(以下「学校等」といいます。)で男女共同参画や人権についての教育や保育が行われるように気を配らなければなりません。

2 市は、学校等で教育や保育を行う女性が積極的に登用されることや男女が平等に能力を出し合えるように気を配らなければなりません。

(活動の支援)

第18条 市は、男女共同参画を進めるための活動をしている市民に、情報を提供するなどの支援をしなければなりません。

(家庭生活等と職業生活を両立する支援)

第19条 市は、男女が共に家庭生活をはじめ地域の活動と職業生活のどちらも成り立つことができるよう、子どもを育てることや家族の介護等について必要な支援をしなければなりません。

(働く環境での男女共同参画)

- 第20条 市は、事業者が男女共同参画を進めようとするときは、情報の提供などの支援をしなければなりません。
- 2市は、事業者に、男女共同参画についての調査や報告の協力をお願いすることができます。
- 3市は、個人商店や農業などの自営業で働く女性が、その能力を十分に生かせるように、働く女性に対し情報を提供するなど必要な支援をしなければなりません。
- 4市は、前の3項で決めていることのほか、働く環境で男女共同参画を進める仕事をするときは、国や北海道と連絡を取り合って、事業者と協力しなければなりません。

(事業者などの表彰)

- 第21条 市は、男女共同参画について積極的に取り組んだ事業者などを表彰することができます。

(活動場所)

- 第22条 市は、市民が男女共同参画についての活動をするための場所を設置しなければなりません。

(男女共同参画推進員)

- 第23条 市は、男女共同参画の考えを広めるために男女共同参画推進員を置くことができます。

(情報の収集と調査や研究)

- 第24条 市は、男女共同参画についての情報を集めたり、調査や研究をしなければなりません。

(男女共同参画推進週間)

- 第25条 市は、男女共同参画についての理解と取り組みを進めるため、男女共同参画推進週間を定めます。
- 2市は、男女共同参画推進週間には、市民や事業者と協力して、男女共同参画を進めるための行事をしなければなりません。

(市民に知らせること)

- 第26条 市は、毎年、男女共同参画について取り組んだ状況を市民に知らせなければなりません。

第3章 相談や意見

(相談や意見を言うこと)

- 第27条 だれであっても、性別を理由として差別を受けたときなど基本理念に反するようなことがあったときは、市長に相談をすることができます。
- 2だれであっても、市が進めている仕事が男女共同参画に関係があると思われるときは、市長に意見を言うことができます。
- 3市長は、前の2項の相談や意見を受けたときは、関係のあるところと連絡を取り合って、きちんとした処置をしなければなりません。
- 4市長は、前の項の処置をするときは、恵庭市男女共同参画審議会の意見を聞くことができます。

(窓口の設置)

- 第28条 市長は、前の条の相談や意見を処理するため、相談窓口を設置し、相談員を置かなければなりません。

2 相談員は、次の仕事をします。

(1) 市民や事業者からの相談や意見に応じること。

(2) 相談や意見を処理するために必要な調査、指導や助言すること。

第4章 男女共同参画審議会

第29条 男女共同参画を進めるため、恵庭市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

2 審議会が行うことは、次のとおりです。

(1) 市長から男女共同参画を進めることについての意見を求められたとき、調査や検討をし、意見を言うこと。

(2) 基本計画や実行する計画がどの程度行われたかについて報告を受け、それについて意見を言うこと。

(3) 前の2号のほか、男女共同参画を進めるうえで必要があることについて市長に報告を求め、積極的に意見を言うこと。

3 審議会は、13名以内の委員で構成します。ただし、男女どちらの委員も全体の10分の4未満になってはいけません。

4 委員は、次の中から市長が決めます。

(1) 知識や生活経験が豊かな人

(2) 男女共同参画についての活動をしている団体から推せんされた人

(3) 市民へ募集をして、応じた人

(4) 前の3号のほか、市長が必要と認めた人。ただし、全体の10分の2以内とします。

5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠で選ばれた人の任期は、前の人の任期の残っている期間とします。

6 委員は、3期までに限り、再任されることができます。

7 審議会に会長と副会長を置き、委員が、お互いに選びます。

8 特別のことを調査したり検討する必要があるときは、審議会に臨時の委員を置くことができます。

9 この条で決めていることのほか、審議会の運営について必要なことは、会長が審議会と相談して決めます。

第5章 その他

(規則等に任せること)

第30条 この条例で決めていることのほか、必要なことは、別に決めます。

附 則

1 この条例は、公布の日から行います。ただし、第28条で決めていることは、規則で決める日から行います。

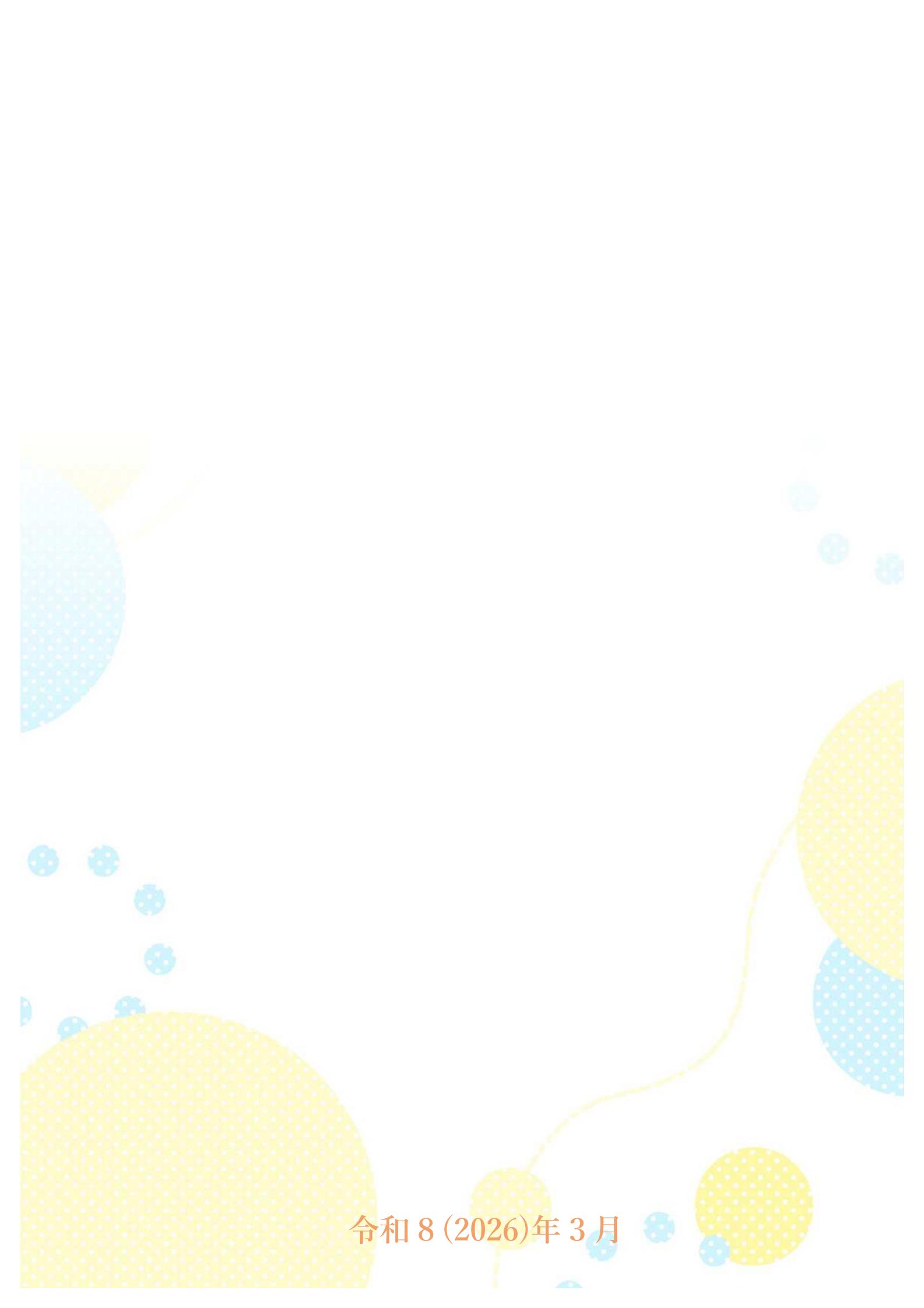
(平成16年規則第10号で平成16年4月1日から施行)

2 恵庭市男女共同参画審議会条例(平成13年条例第17号)は、廃止します。

3 この条例を行うとき、恵庭市男女共同参画審議会条例で男女共同参画審議会の委員になっている人は、第4章で決めていることと関係なく、平成16年3月31日までは、引き続いてこの条例の男女共同参画審議会の委員とします。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。



令和 8 (2026) 年 3 月